

**朝倉市
公共施設等総合管理計画**

平成 28 年 7 月

目 次

第1章	はじめに	1
第1節	策定の目的	1
第2節	計画の位置付け	1
第3節	計画期間	2
第4節	「公共施設等」の範囲	2
第5節	全庁的な取り組み体制の構築及び情報処理・共有方策	4
1	施設情報の一元化	4
2	個別施設計画<施設類型毎の長寿命化計画>の充実	4
3	総合的かつ計画的な管理を実現するための組織体制	4
第2章	朝倉市の人口推移	5
第1節	総人口の推移	5
第2節	年齢3区分別人口比率の推移	7
1	年少人口（0～14歳）比率	7
2	生産年齢人口（15～64歳）比率	7
3	老年人口（65歳～）比率	8
第3章	朝倉市の公共施設等の現状	9
第1節	公共施設の現状	9
1	施設の保有状況	9
2	築年別整備状況	10
3	課題	12
第2節	インフラ資産の現状	12
第3節	公共施設の管理上の課題	12
第4章	朝倉市の財政の現状	13
第1節	普通会計決算の推移	13
1	歳入	13
2	歳出	14
第2節	財政状況に関する考察	14
第5章	公共施設に関する市民ニーズ	15
第1節	公共施設のあり方に対するニーズ	15
1	今後の公共施設の整備や管理運営について	15
2	コスト縮減や財源確保に向けた新たな取り組みについて	16
3	公共施設の様々な機能について	17
4	削減すべき公共施設	18
第2節	各施設の利用状況と満足度	19
1	図書館	19
2	スポーツ施設	21
3	文化施設	23
第6章	総合管理の方向	25

第1節	現状や課題に関する基本認識	25
1	多面的な役割を發揮していくことが必要	25
2	長寿命化の要請に対応していくことが必要	25
3	人口減少時代に対応していくことが必要	26
4	生活圏の広域化に対応していくことが必要	28
第2節	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	28
第3節	更新に係る経費の見込み	29
1	公共施設	30
2	道路、橋りょう、上水道、下水道	32
3	総括	35
第4節	適正管理の基本方針	36
1	点検・診断等の適正な実施	36
2	維持管理・修繕・更新等の適正な実施	36
3	安全の確保	36
4	耐震化の推進	36
5	長寿命化の推進	37
6	統廃合や廃止の推進	37
7	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築	37
第7章	施設類型ごとの基本方針	38
第1節	公共施設	38
1	庁舎（行政系施設）	38
2	消防施設、その他行政施設（行政系施設）	40
3	小・中学校（学校教育系施設）	41
4	その他教育施設（学校教育系施設）	43
5	総合市民センター等（社会教育系施設、市民文化系施設）	44
6	スポーツ施設、公園内構造物（スポーツ・レクリエーション系施設、公園）	45
7	医療・保健・福祉施設（医療施設、保健・福祉施設、子育て支援施設）	46
8	農林業関係施設（産業関係施設）	47
9	公営住宅	48
10	汚泥再生処理施設、し尿中継所、下水道投入前処理場（供給処理施設）	50
11	その他施設（その他）	51
第2節	道路、橋りょう	52
第3節	上水道	53
第4節	下水道	53
第8章	フォローアップの方針	55
第1節	計画の進行管理	55
第2節	市民ニーズの把握と市民への情報提供	56

第1章 はじめに

第1節 策定の目的

高度経済成長期にかかる昭和30年代後半からの約10年間に、各市町村は、住民ニーズ等を受けて学校等の教育施設、公営住宅、公民館や図書館等の公共施設及び道路、橋りょう、上下水道等のインフラ資産を整備してきました。

現在、これらの公共施設やインフラが一斉に改修・更新時期を迎えており、将来的に、多額の更新費用が必要になると見込まれます。

朝倉市においても、昭和40年代後半から多くの公共施設等が整備され、その後、各公共施設等の維持更新や耐震補強等を進めていますが、限られた財源を有効活用する観点から、改修・更新に至っていない施設もみられます。

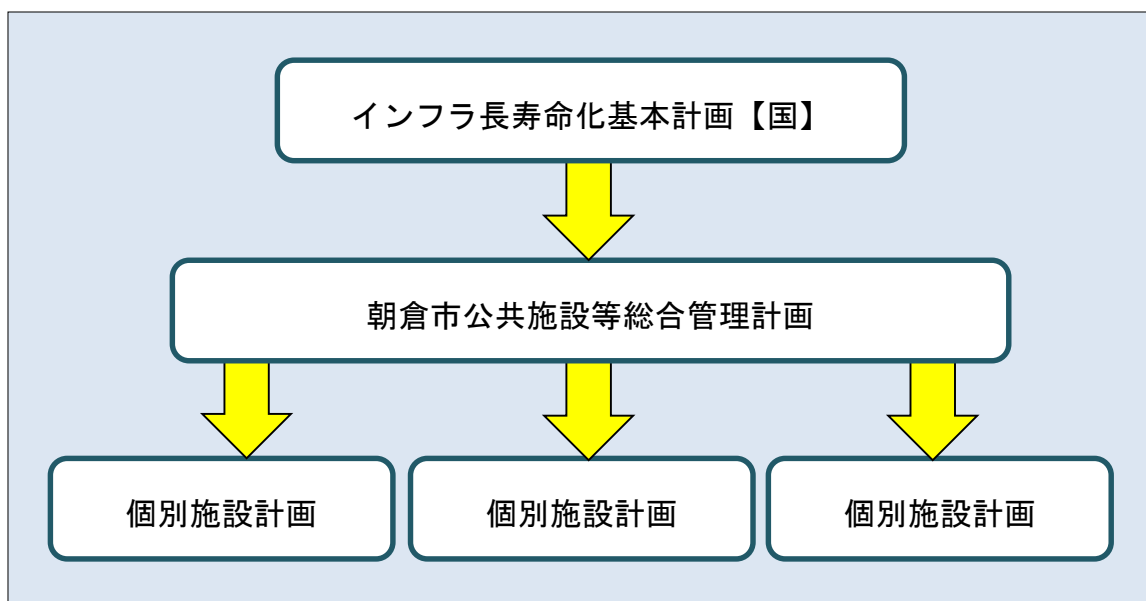
今後、人口減少社会を背景に長期的に安定した財政投資を行うことが難しくなることが想定される中、公共施設等の改修・更新等を行うにあたっては、住民ニーズに対応した必要性の高い施設を長期的に更新・運営していく視点が重要です。

このため、本市が保有する公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化と、公共施設等の最適な配置を図るため、「朝倉市公共施設等総合管理計画」を策定します。

第2節 計画の位置付け

国は、2013年（平成25年）11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、総務省は2014年（平成26年）4月22日に「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」とする通知及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を発出しました。

本計画は、これらの計画、通知及び指針に基づき策定する計画であり、公共施設等の基本的な方針を提示するものです。個別の施設を対象として策定されている「朝倉市公営住宅等長寿命化計画」や「朝倉市橋梁長寿命化修繕計画」等の公共施設計画については、本計画を上位計画と位置付け、本計画の方針との整合性や計画の実現可能性を検証することとします。また、今後、本計画を基本として個別施設計画を策定していきます。



第3節 計画期間

計画期間は2016年度（平成28年度）から2025年度（平成37年度）までの10年間とします。

なお、将来の施設更新費用の推計は、2016年度（平成28年度）から40年後である2055年度（平成67年度）まで行い、長期的な見込みを展望します。

第4節 「公共施設等」の範囲

本計画で対象とする「公共施設等」は、公共施設のほか、道路、橋りょう、上水道、下水道等のうち、市が保有する構造物とします。

なお、公共施設の分類・整理は、一般的には機能別、棟別として記載されます。例えば、1つの施設である中学校の場合、校舎1、校舎2、体育館、給食室等の数棟で構成されています。したがって、施設名は△△中学校、棟別名称は校舎1とし、調査及び内容の記載は棟別に行われます。

■対象とする施設分類例（機能別分類）■

会計名	大分類	中分類	施設名称例	
普通会計	市民文化系施設	集会施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民ホール ● コミュニティセンター ● 公民館 ● 市民の家 ● 青年の家 	
		文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民会館 ● 市民文化センター 	
	社会教育系施設	図書館	<ul style="list-style-type: none"> ● 中央図書館 ● 地域図書館・図書館分室 	
		博物館等	<ul style="list-style-type: none"> ● 博物館、郷土資料館 ● 美術館 ● プラネタリウム ● 社会教育センター 	
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民体育館 ● 市民プール ● 武道館 ● サッカー場 ● テニスコート ● 野球場 	
			レクリエーション施設・観光施設	<ul style="list-style-type: none"> ● キャンプ場 ● 少年自然の家 ● 観光センター
			保養施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 保養施設
		産業系施設	産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働会館・勤労会館 ● 産業文化センター ● 産業復興センター
		学校教育系施設	学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 小学校 ● 中学校 ● 特別支援学校 ● 高等学校
	その他教育施設		<ul style="list-style-type: none"> ● 総合教育センター ● 給食センター 	
	子育て支援施設	幼保・こども園	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園 ● 保育所 ● こども園 	
		幼児・児童施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童館・児童センター、こどもの家 ● 地域子どもの家 ● 子育て支援センター ● 放課後児童クラブ・学童保育所・児童会 	
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 老人福祉センター ● デイサービスセンター ● 生きがい活動センター ● 地域包括支援センター ● 老人憩いの家 	
			障害福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者総合支援センター ● デイサービスセンター
		児童福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童養護施設 ● 母子生活支援施設 	
		保健施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健会館 ● 保健所 	
		その他社会保険施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉会館 	
	医療施設	医療施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 診療所 	
	行政系施設	庁舎等	<ul style="list-style-type: none"> ● 庁舎 ● 支所 ● 市民の窓口 	
			消防施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防署 ● 分署・分遣所・出張所
		その他行政施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境センター ● 清掃事務所 ● 備蓄倉庫 ● 防災センター 	
			公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ● 公営住宅
	公園	公園	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理棟 ● 倉庫、便所 	
	供給処理施設	供給処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ処理場・クリーンセンター ● 浄化センター ● 地域冷暖房施設 	
	その他	その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 駐車場、駐輪場 ● 斎場、墓苑 ● 公衆便所 ● 卸売市場、共同販売所 ● 職員住宅、寮 	
			浄水処理場	
			配水場	
			下水処理施設	
			市民病院	
	上水道会計	上水道施設	上水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄水処理場 ● 配水場
	下水道会計	下水道施設	下水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水処理施設
	病院会計	医療施設	医療施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民病院

(資料)一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設等更新費用試算ソフト仕様」より抜粋

第5節 全庁的な取り組み体制の構築及び情報処理・共有方策

1 施設情報の一元化

施設の維持管理費や稼働率等の情報は、公共施設管理を推進する上で重要な基礎データです。しかし、市が管理している「財産台帳」には建物の構造や面積等必要最小限の情報のみであり、維持管理コストや利用者数等の情報については各施設所管課が管理しているため、全庁的な現況の把握が難しくなっています。このため、施設に関する様々な情報を一元化する必要があります。

2 個別施設計画<施設類型毎の長寿命化計画>の充実

個別の長寿命化計画を策定することなく、要修繕箇所が判明した時点で修繕等を実施している施設も多数存在しており、施設によって取り組みの進捗や計画内容にばらつきがみられます。

このような状況に対して、各施設類型について、予防保全型維持管理の考え方を前提とし、中長期的な予算管理に資するよう点検・診断結果を含む、蓄積された情報を基に、概算費用の算定や整備方針を明記する個別の長寿命化計画を策定します。

維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・平準化を図る上では、点検・診断等の結果を踏まえ、施設類型毎の対応方針を定める計画の内容を充実し、計画的に投資していくことが重要です。

ただし、以下の①～③に該当する施設については、各管理者等の主体的な判断に委ねます。

- ①利用者や第三者に被害を及ぼす等の重大な事故につながる可能性がきわめて低い施設
- ②施設規模が小さく、老朽化対策によるライフサイクルコストの縮減効果が限定的な施設
- ③主として消耗品で構成されている施設

3 総合的かつ計画的な管理を実現するための組織体制

関係各課が連携して、総合的な視点で計画を推進する体制を整備します。その際、関係各課がアイデアを出し合い、共有化する等、庁内のノウハウを一元化します。

第2章 朝倉市の人口推移

第1節 総人口の推移

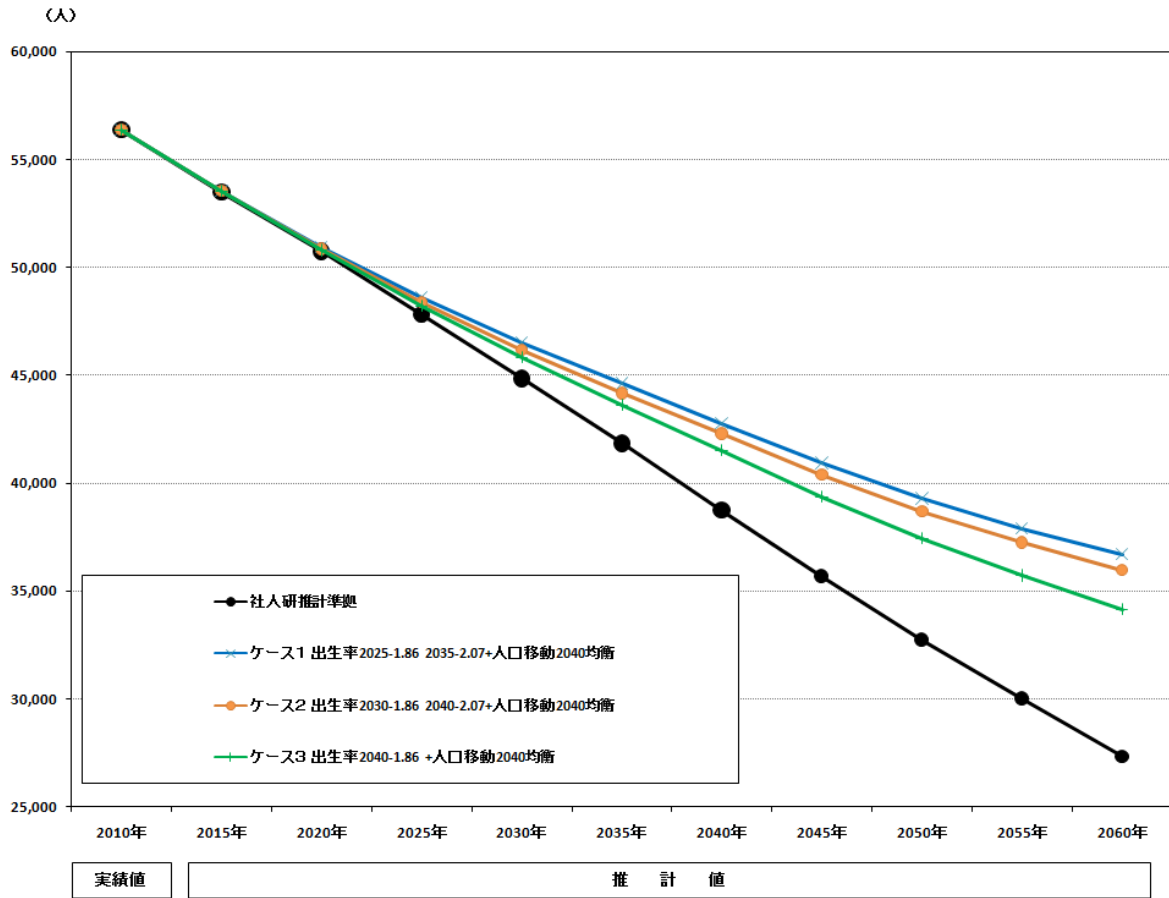
本市の将来人口については、朝倉市人口ビジョンによると、市民の希望の実現性を前提に、国の長期ビジョンと同様に2060年（平成72年）までを展望しています。

また、人口を展望するにあたっては、自然増減については市民が希望する出生率1.86及び人口が超長期に均衡する出生率2.07の達成年を3つのケースで設定し、社会増減については人口移動の均衡年を2040年（平成52年）に設定し推計しています。

ケース	出生率1.86の達成年	出生率2.07の達成年	人口移動の均衡年
1	2025年(平成37年)	2035年(平成47年)	2040年(平成52年)
2	2030年(平成42年)	2040年(平成52年)	2040年(平成52年)
3	2040年(平成52年)	出生率1.86で推移	2040年(平成52年)

これらの前提により、朝倉市の将来人口を展望すると、2025年（平成37年）には、約48,200人～48,600人、その後人口減少は緩やかになりながらも継続し、2060年（平成72年）には、約34,100人～36,700人となると推計されています。

■朝倉市人口の将来展望■



(単位:人)

	実績値	推計値											
		2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	
社人研推計準拠 出生率2024-1.33 長期的に1.35へ収束 純移動率0.5倍-2020	56,353		53,492	50,718	47,812	44,833	41,823	38,748	35,659	32,729	29,978	27,359	
ケース1 出生率2025-1.86 2035-2.07		+人口移動 2040均衡		53,539	50,927	48,618	46,510	44,608	42,765	40,919	39,286	37,893	36,694
ケース2 出生率2030-1.86 2040-2.07				53,539	50,845	48,384	46,170	44,155	42,279	40,386	38,692	37,235	35,966
ケース3 出生率2040-1.86				53,539	50,779	48,197	45,812	43,607	41,508	39,378	37,433	35,704	34,135

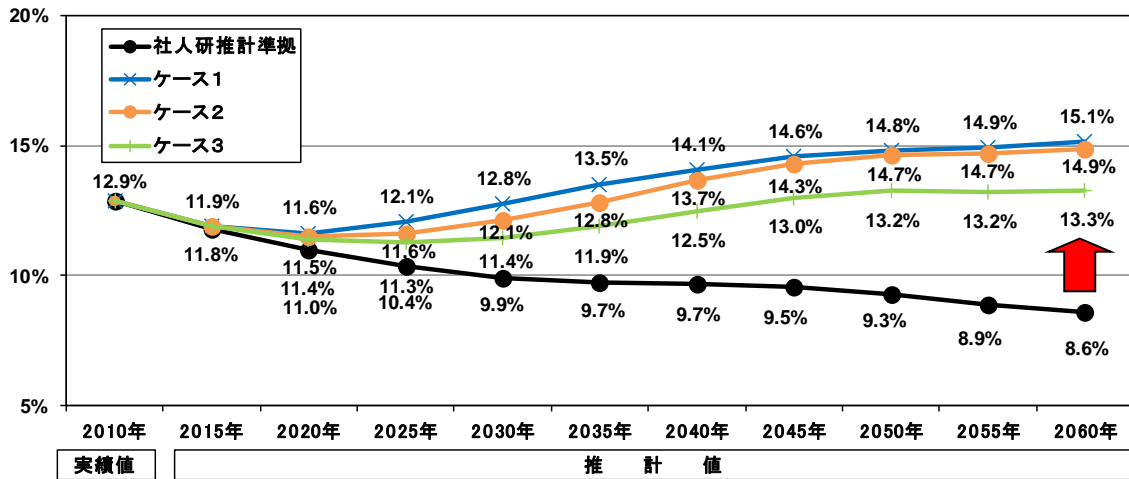
(資料)内閣官房まち・ひと・しごと創生本部提供資料を基に作成

第2節 年齢3区分別人口比率の推移

1 年少人口（0～14歳）比率

年少人口（0～14歳）比率は、2025年（平成37年）には11.3%～12.1%、2060年（平成72年）には13.3%～15.1%になると推計されています。

■年少人口比率の長期推計■

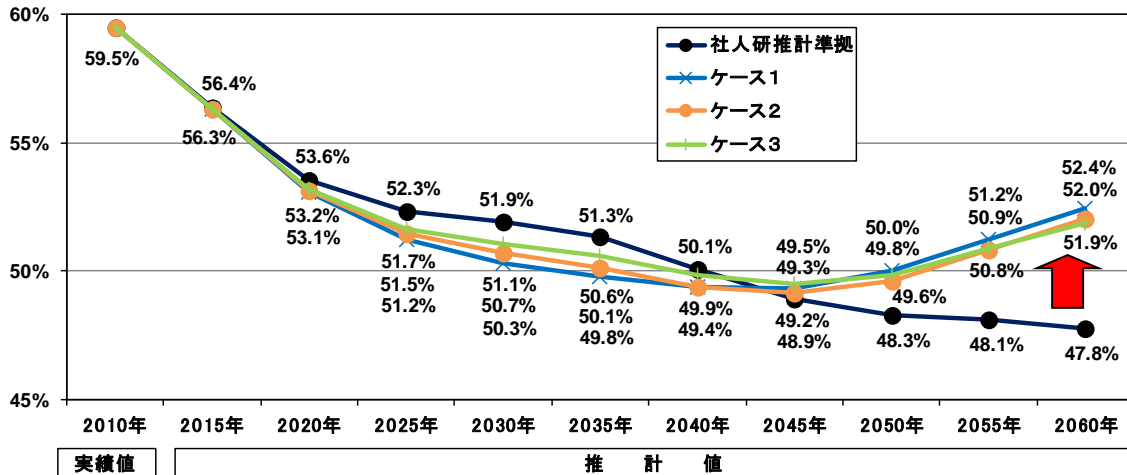


(資料)内閣官房まち・ひと・しごと創生本部提供資料を基に作成

2 生産年齢人口（15～64歳）比率

生産年齢人口（15～64歳）比率は、2025年（平成37年）には51.2%～51.7%、2060年（平成72年）には51.9%～52.4%になると推計されています。

■生産年齢人口比率の長期推計■

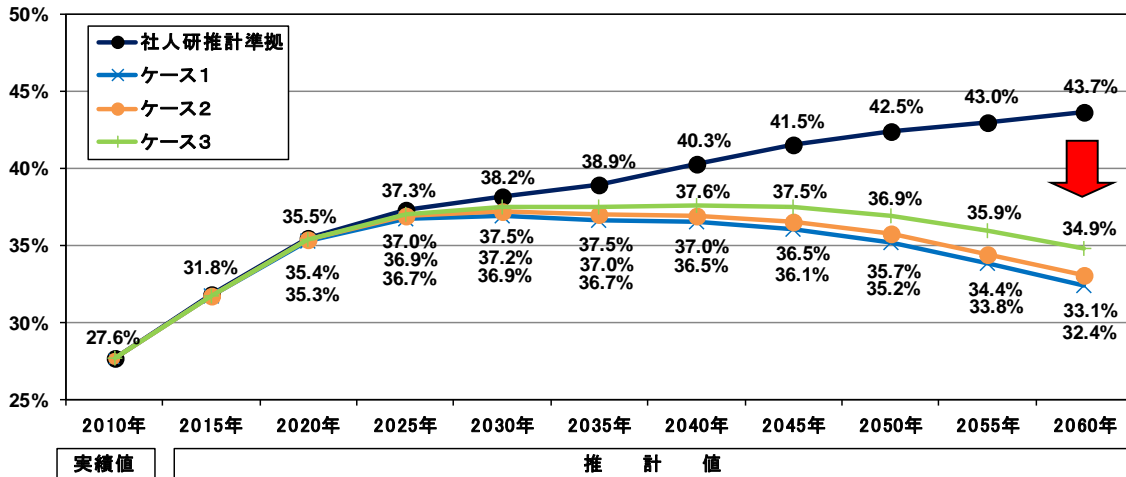


(資料)内閣官房まち・ひと・しごと創生本部提供資料を基に作成

3 老年人口（65歳～）比率

老年人口（65歳～）比率は、2025年（平成37年）には36.7%～37.0%、2060年（平成72年）には32.4%～34.9%になると推計されています。

■ 老年人口比率の長期推計 ■



(資料)内閣官房まち・ひと・しごと創生本部提供資料を基に作成

第3章 朝倉市の公共施設等の現状

本市の2015年（平成27年）現在の公共施設等の概況は、以下のとおりです。

第1節 公共施設の現状

1 施設の保有状況

本計画が対象とする施設数は、2015年（平成27年）7月～9月調査時点で624施設、総延床面積は276,331㎡になり、市民1人あたりでは4.96㎡（※）となっています。

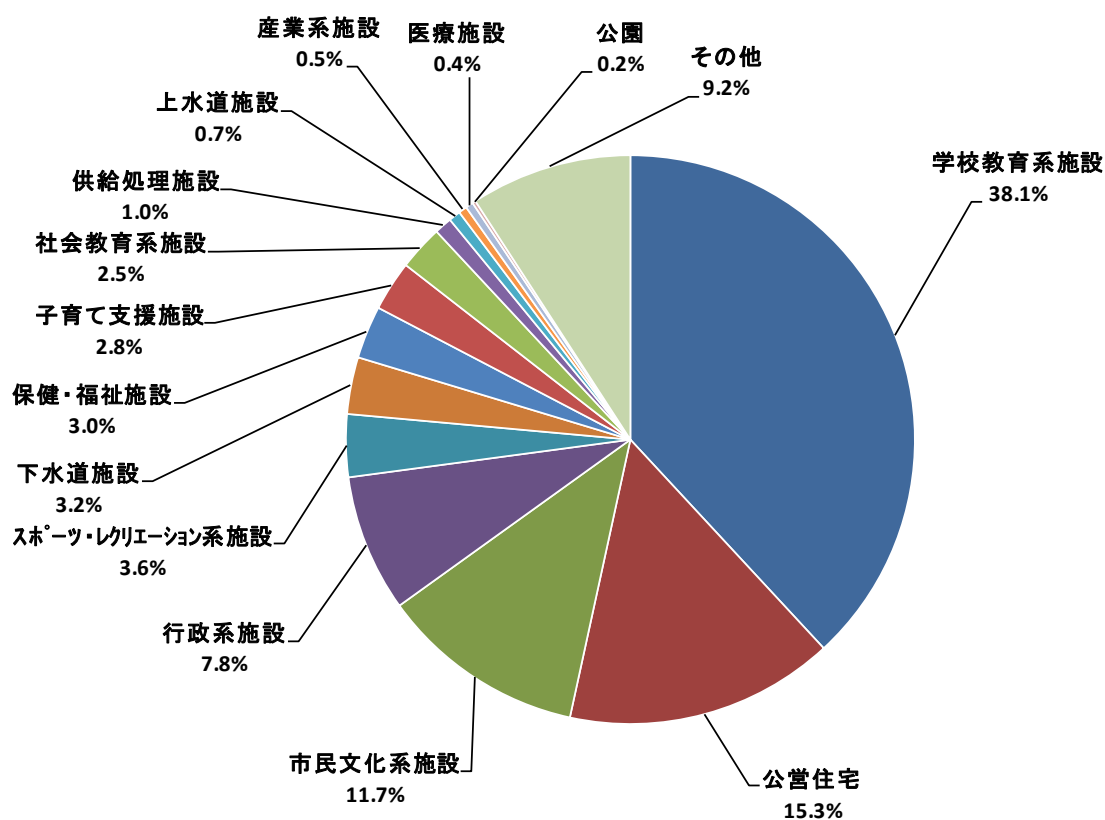
施設分類別としては、学校教育系施設（105,303㎡、38.1%）が最も多く、次いで公営住宅（42,294㎡、15.3%）となっており、この2つの分類だけで全体の約53.4%となっています。

※市民1人あたり面積の算定にあたっては、2015年（平成27年）3月31日時点の住民基本台帳人口（55,753人）を使用。

■分類ごとの施設数、面積、割合（2015年（平成27年）7月～9月調査時点）■

施設大分類	施設数	建物総延床面積（単位：㎡）	割合
学校教育系施設	185	105,303	38.1%
公営住宅	80	42,294	15.3%
市民文化系施設	44	32,237	11.7%
行政系施設	64	21,552	7.8%
スポーツ・レクリエーション系施設	32	9,845	3.6%
下水道施設	21	8,931	3.2%
保健・福祉施設	12	8,285	3.0%
子育て支援施設	25	7,869	2.8%
社会教育系施設	38	7,037	2.5%
供給処理施設	3	2,756	1.0%
上水道施設	17	1,850	0.7%
産業系施設	11	1,310	0.5%
医療施設	3	1,203	0.4%
公園	22	521	0.2%
その他	67	25,338	9.2%
総計	624	276,331	100.0%

（注）割合は小数点第2位以下を四捨五入
（資料）朝倉市調査資料を基に集計



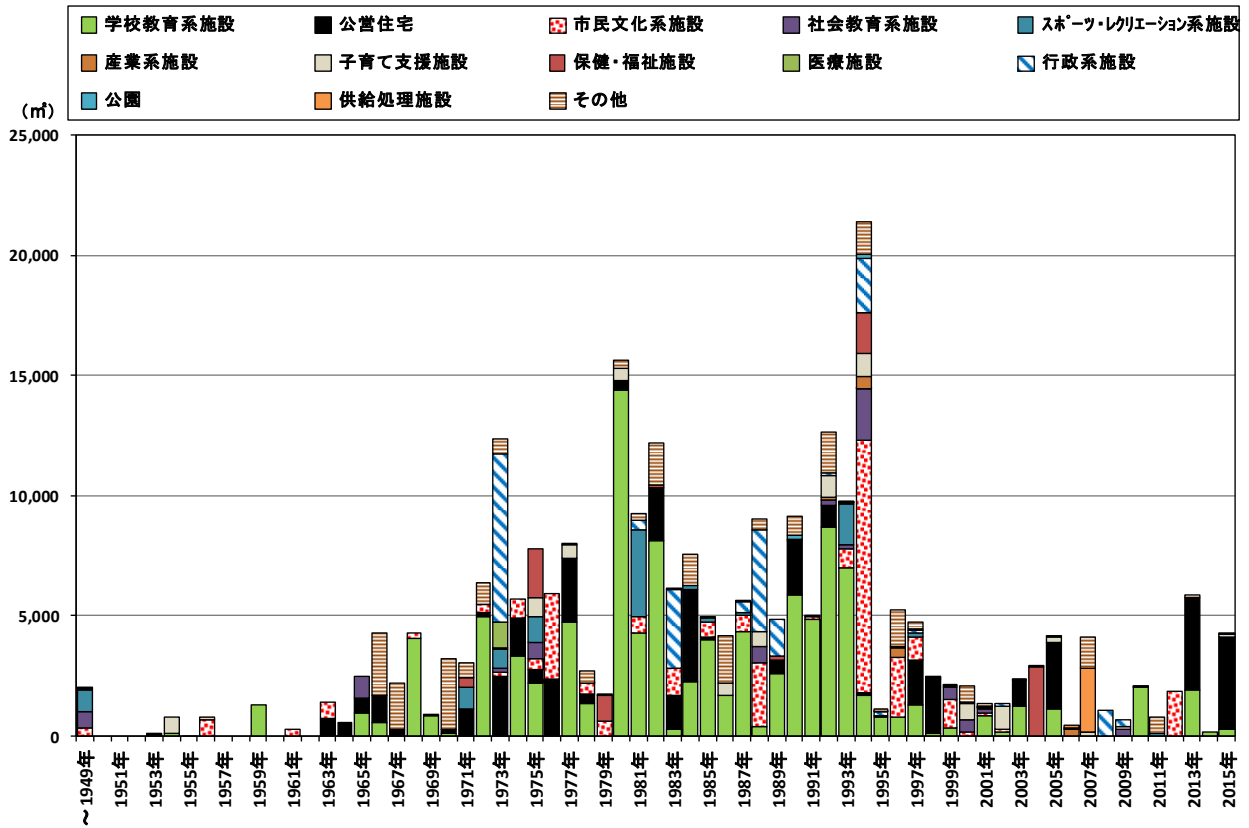
(注) 割合は小数点第2位以下を四捨五入
(資料) 朝倉市調査資料を基に集計

2 築年別整備状況

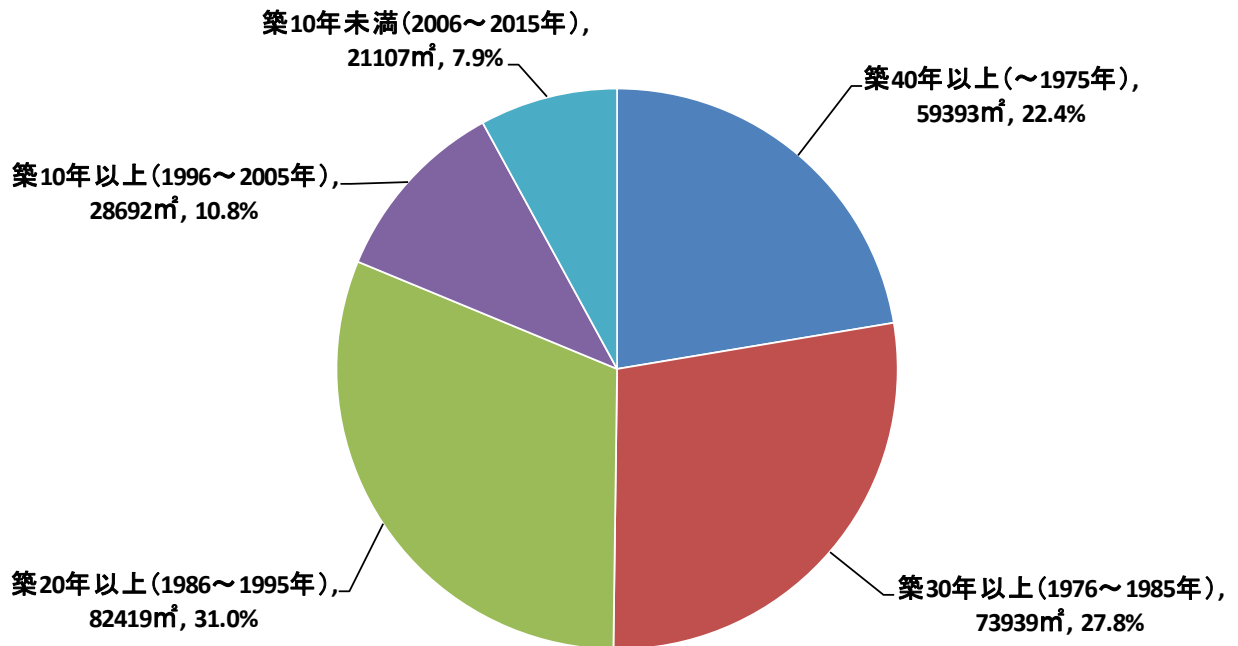
公共施設（上下水道施設を除く）において、建築後すでに40年を経過している施設は22.4%（総延床面積 59,393 m²）、30年以上40年未満の施設は27.8%（同 73,939 m²）となり、全体の50.2%（同 133,332 m²）となっています。なお、20年以上30年未満の施設が31.0%（同 82,419 m²）あり、20年以上の施設を合計すると81.2%（同 215,751 m²）となります。

また、耐震基準においては、旧耐震基準である1981年（昭和56年）5月以前に建築された施設は全体の38.8%（総延床面積 99,811 m²）となっており、本市においても耐震対策に取り組んでいますが、全体の16.4%（同 42,547 m²）が新耐震基準に達していない状態です。

年度別整備総延床面積



総延床面積(265,550m²)



(注)割合は小数点第2位以下を四捨五入

(注)上下水道施設を除く

(資料)朝倉市調査資料を基に集計

3 課題

本市の公共施設の整備状況については、1973年（昭和48年）から1994年（平成6年）に多くが建設されており、40年経過すると老朽化が進むため、今後大規模な改修や更新の時期が2034年（平成46年）まで続く見込まれます。昨今の厳しい財政的制約の範囲内において、いかに計画的かつ効率的に対応していくかが課題となります。

このまま公共施設を全て保有し続けた場合の必要コストの試算は、40年間で1,221億円、年平均30.5億円となり、これまでの既存更新分と新規整備分を合わせた更新費用約10億円の年平均と比較して約3倍となります。

第2節 インフラ資産の現状

本計画が対象とするインフラ資産は、道路、橋りょう、上水道、下水道とし、現状は以下のとおりです。

資産	分類	実延長 (m)	面積 (㎡)
道路	1級（幹線）市道	108,583	780,963
	2級（幹線）市道	167,705	776,441
	その他の市道	741,922	2,405,088
橋りょう	橋りょう	6,721	33,190
上水道	管路	229,439	—
下水道	管路	189,156	—

（資料）朝倉市調査資料を基に集計

第3節 公共施設の管理上の課題

従来の官庁会計（公会計）は、現金の支出を記録することを目的とした単年度会計であるため、公共施設の建設から解体までに必要となる建設費、維持修繕費、解体費のほか、人件費等の施設の管理運営にかかる費用を含めた全ての生涯費用（ライフサイクルコスト）を把握することが困難な上、供用されている各年に発生している減価償却費等の非現金支出が資産の状況に反映されないという課題があります。

今後は、公共施設を用いた行政サービスの提供に係る全てのコストを把握するとともに、保有する公共施設の資産状況をきちんと把握した上で、適切な維持管理を行っていく必要があります。

第4章 朝倉市の財政の現状

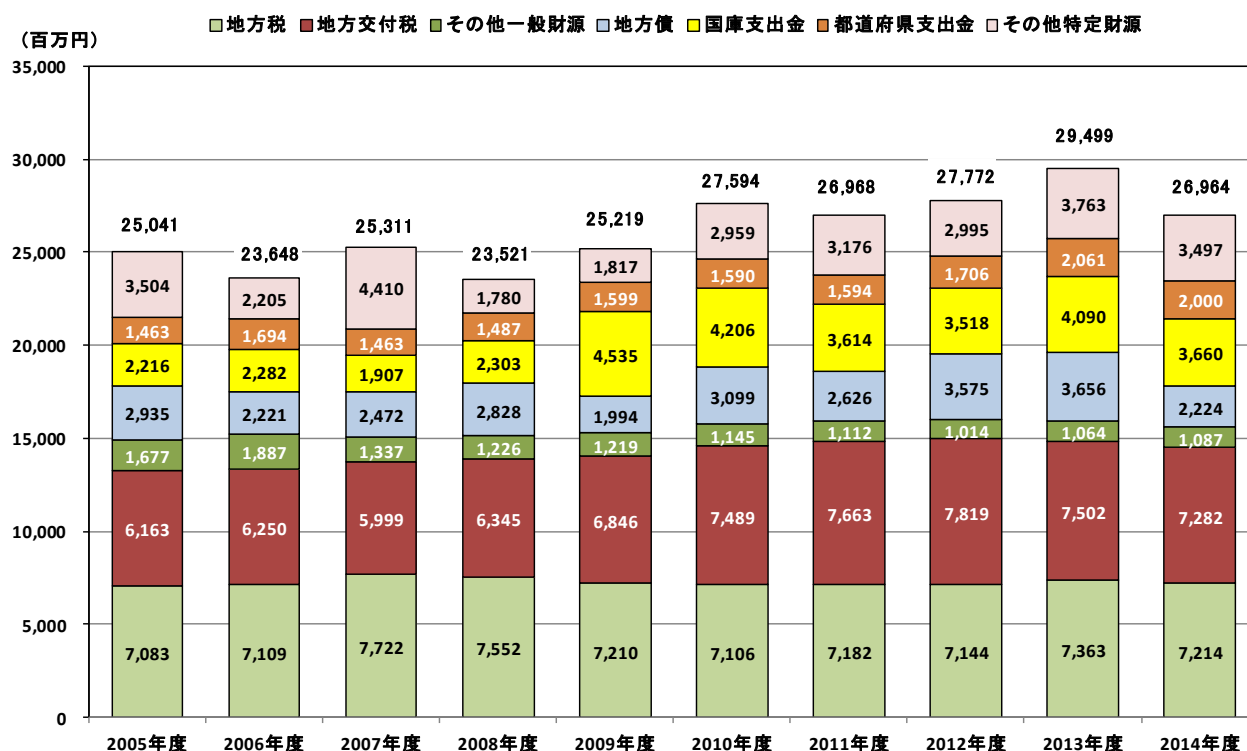
第1節 普通会計決算の推移

1 歳入

歳入総額は2008年度（平成20年度）より徐々に増加し、2013年度（平成25年度）では約295億円となりましたが、2014年度（平成26年度）は約270億円と若干減少しています。

主な自主財源である地方税収入については、70～75億円程度で推移しています。

■本市普通会計における決算の推移（歳入）■



注) 四捨五入を行っているため、数値の合計が合わない場合があります。

(資料) 朝倉市調査資料を基に集計

2 歳出

本市の歳出のうち、義務的経費については、人件費は減少傾向にあり、2014年度（平成26年度）には約40億円にまで減少しています。

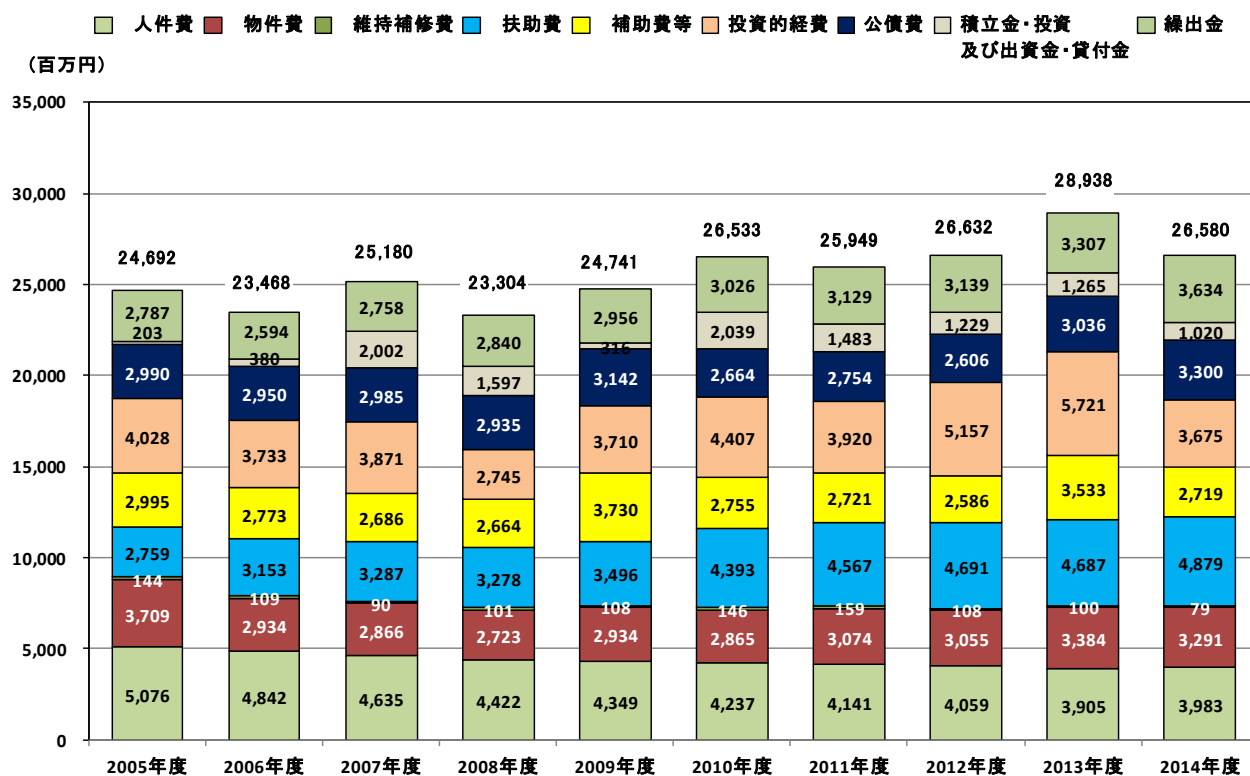
しかし、扶助費は増加しており、2014年度（平成26年度）では約49億円となっています。

また、公債費は、2009年度（平成21年度）以降2012年度（平成24年度）にかけては減少しましたが、2013年度（平成25年度）から増加に転じ、2014年度（平成26年度）では約33億円となっています。

維持補修費は、2005年度（平成17年度）以降では2011年度（平成23年度）の1.6億円が最も多く、2014年度（平成26年度）の8千万円が最も少なくなっています。

投資的経費は、災害の影響もあり2013年度（平成25年度）は57億円に達しましたが、2014年度（平成26年度）は37億円に減少しており、年度により金額にかなりの差がみられます。

■本市普通会計における決算の推移（歳出）■



注) 四捨五入を行っているため、数値の合計が合わない場合があります。

(資料) 朝倉市調査資料を基に集計

第2節 財政状況に関する考察

歳入面について、生産年齢人口の減少に伴い個人市民税の減少が予想されるとともに、法人市民税は企業業績の影響を大きく受けるため、予想が難しく大幅な税収増は期待できない状況です。

歳出面では、義務的経費のうち人件費は減少傾向ですが、今後は、一層の少子高齢化の進行により、扶助費等の義務的経費が増加していくと予想されます。

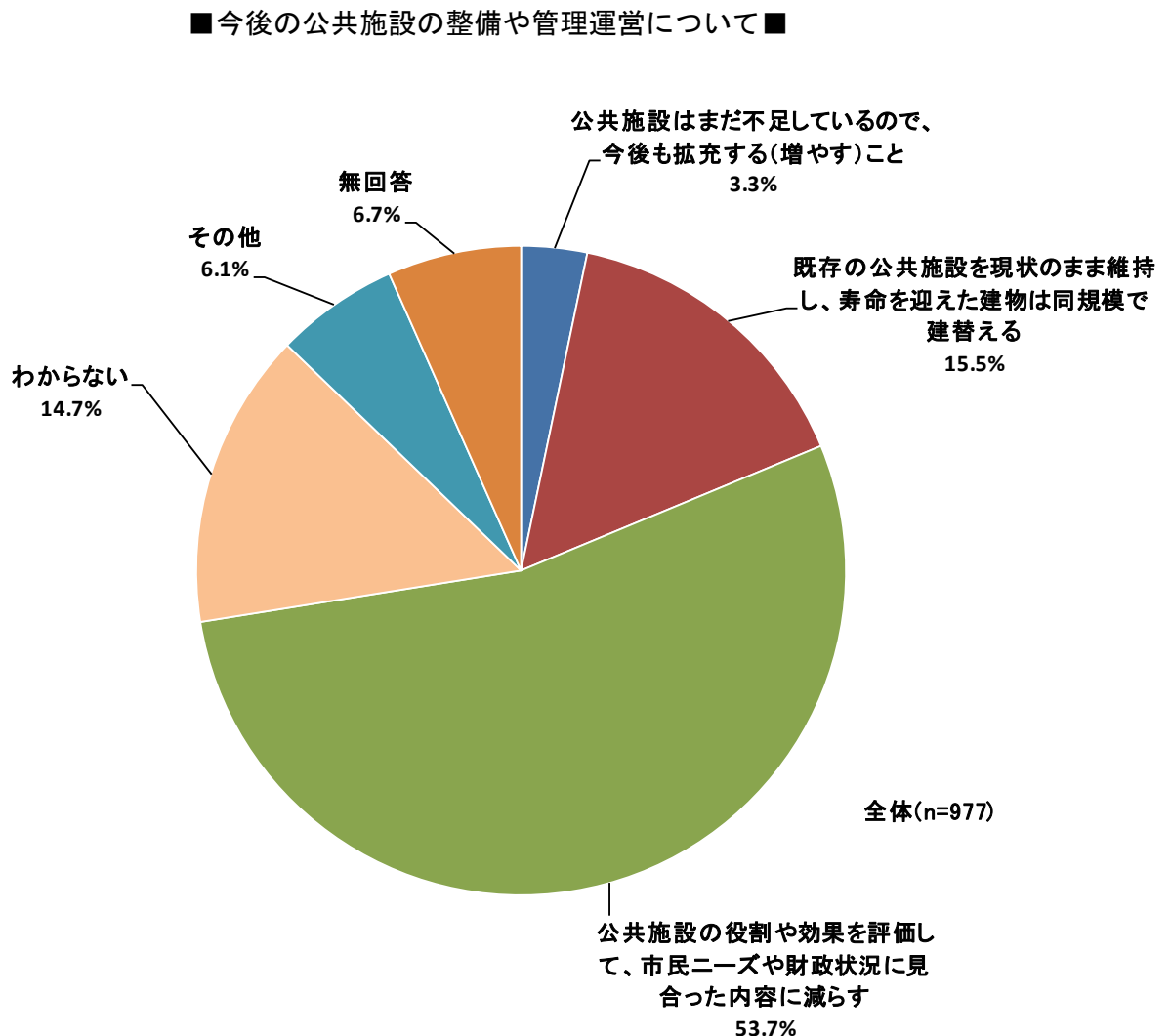
第5章 公共施設に関する市民ニーズ

本計画策定の基礎資料とするため、2015年（平成27年）7月～8月に、市民3,000人を対象に、「朝倉市の公共施設に関するアンケート調査」を実施し、977件（回収率32.6%）の回答を得ました。その概要は以下のとおりです。

第1節 公共施設のあり方に対するニーズ

1 今後の公共施設の整備や管理運営について

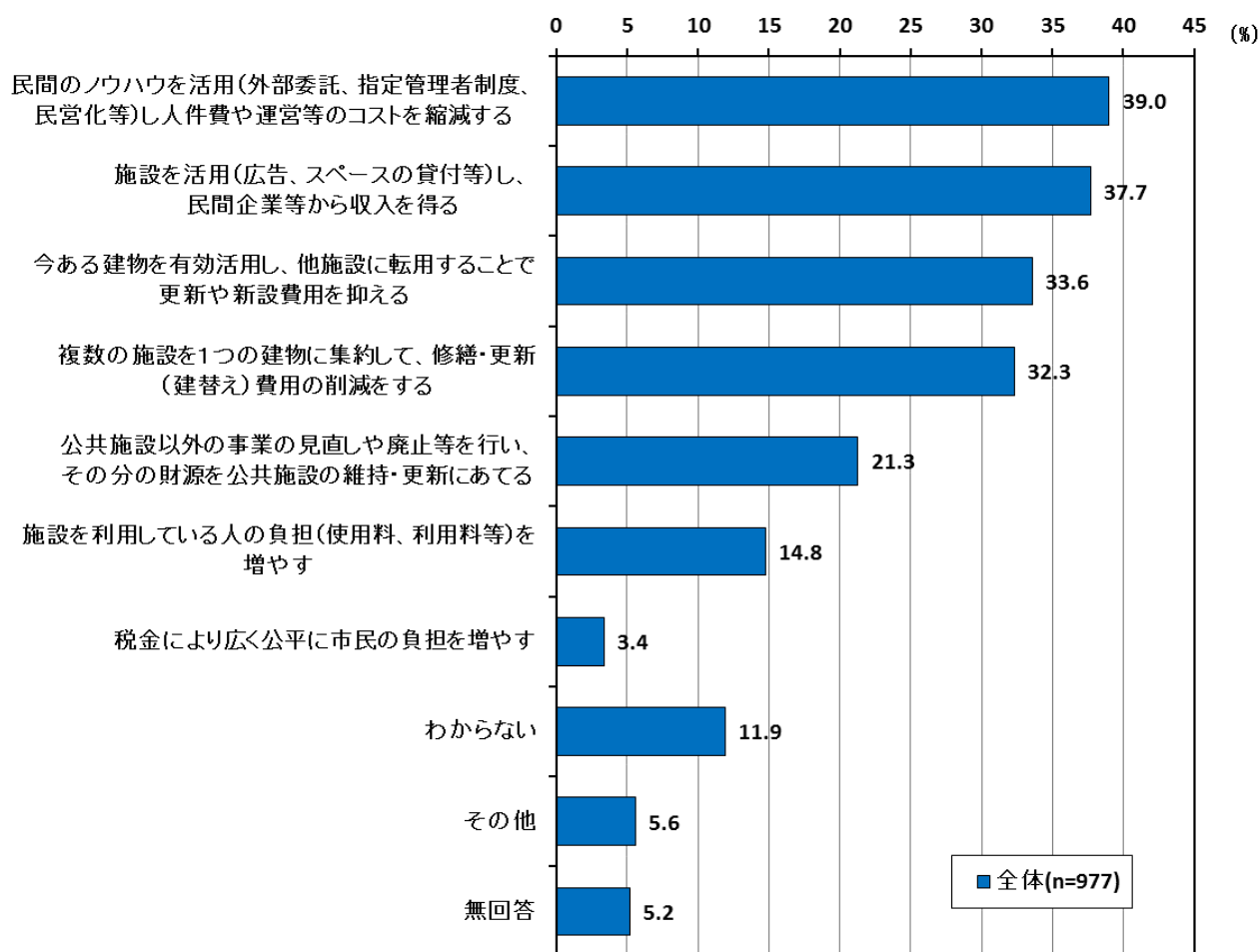
今後の公共施設の整備や管理運営についてはどのように進めていくべきだと思うかについては、「公共施設の役割や効果を評価して、市民ニーズや財政状況に見合った内容に減らす」が53.7%で最も多くなっています。次いで、「既存の公共施設を現状のまま維持し、寿命を迎えた建物は同規模で建替える」が15.5%、「公共施設はまだ不足しているので、今後も拡充する（増やす）こと」が3.3%となっています。



2 コスト縮減や財源確保に向けた新たな取り組みについて

コスト縮減や財源確保に向けた新たな取り組みをどのように進めていくべきだと思うかについては、「民間のノウハウを活用（外部委託、指定管理者制度、民営化等）し人件費や運営等のコストを縮減する」が39.0%で最も多くなっています。次いで、「施設を活用（広告、スペースの貸付等）し、民間企業等から収入を得る」が37.7%、「今ある建物を有効活用し、他施設に転用することで更新や新設費用を抑える」が33.6%、「複数の施設を1つの建物に集約して、修繕・更新（建替え）費用の削減をする」が32.3%の順となっています。

■コスト縮減や財源確保に向けた新たな取り組みについて■

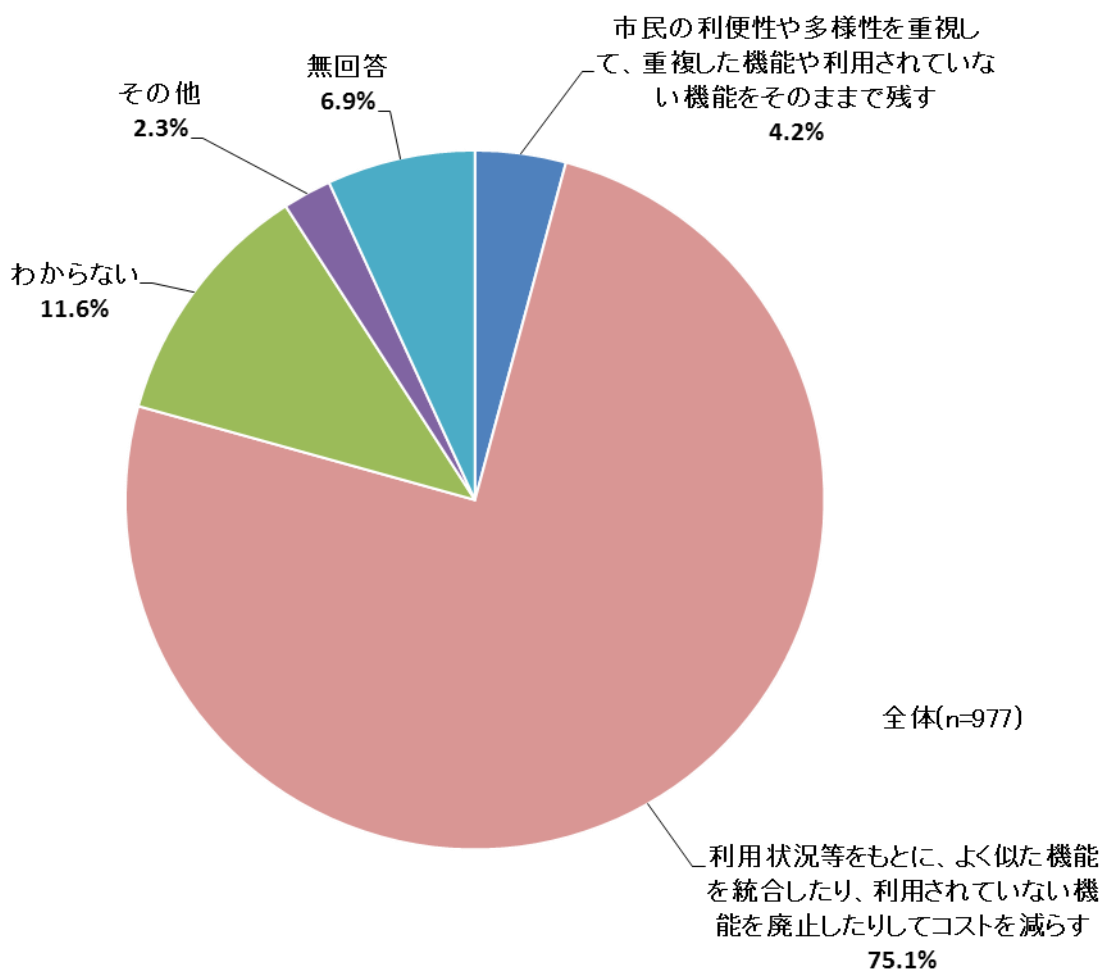


(注)複数回答

3 公共施設の様々な機能について

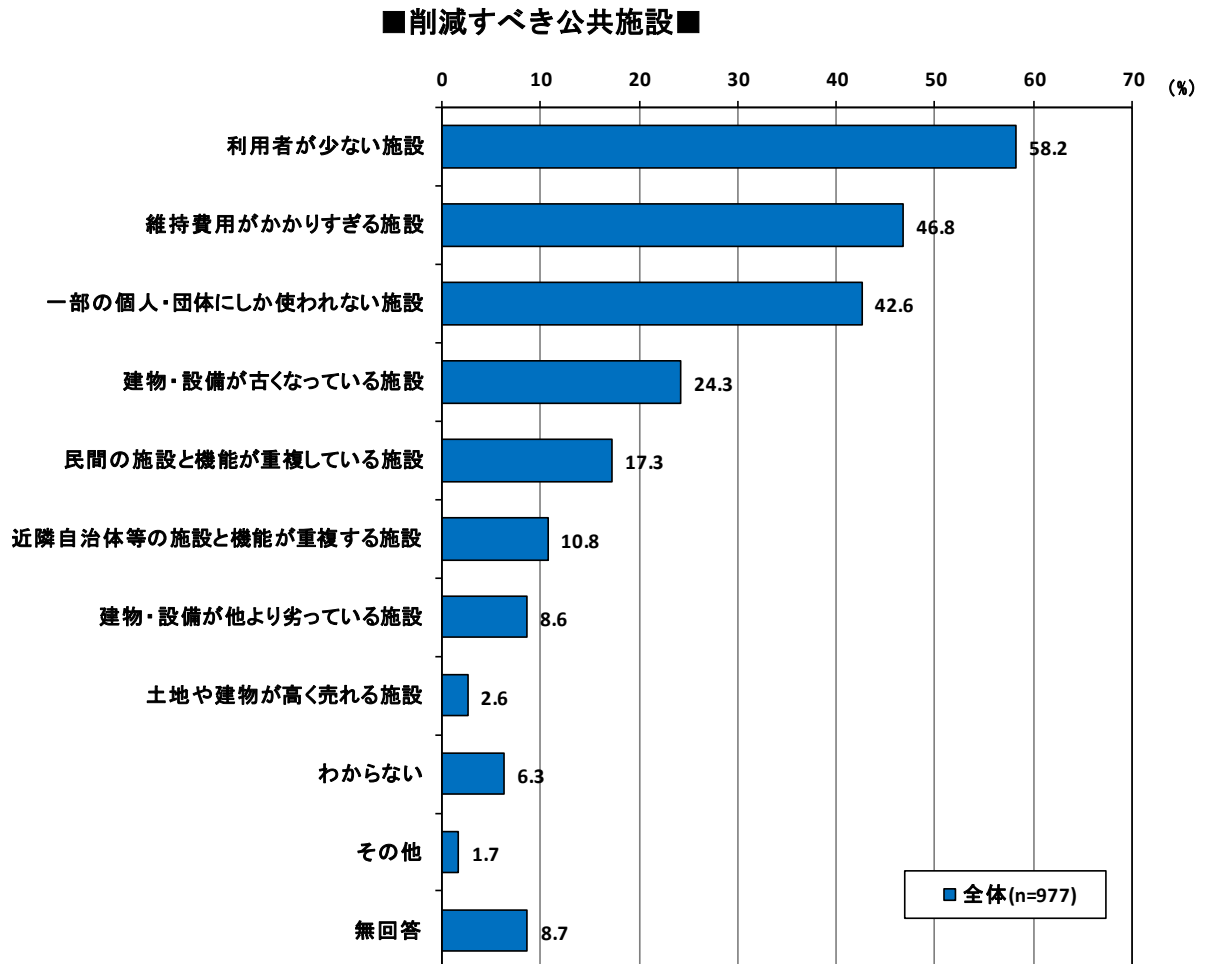
公共施設には様々な機能（集会の場や学習の場等）がありますが、他の施設と重複している機能やあまり利用されていない機能がある場合、どのように対応すべきだと思うかについては、「利用状況等をもとに、よく似た機能を統合したり、利用されていない機能を廃止したりしてコストを減らす」が75.1%で最も多くなっています。次いで、「市民の利便性や多様性を重視して、重複した機能や利用されていない機能をそのまま残す」が4.2%、「その他」が2.3%となっています。なお、「わからない」が11.6%となっています。

■公共施設の様々な機能について■



4 削減すべき公共施設

今後、公共施設を削減することが必要になったとしたら、どのような施設から削減すべきだと思うかについては、「利用者が少ない施設」が58.2%で最も多くなっています。次いで、「維持費用がかかりすぎる施設」が46.8%、「一部の個人・団体にしか使われない施設」が42.6%、「建物・設備が古くなっている施設」が24.3%の順となっています。

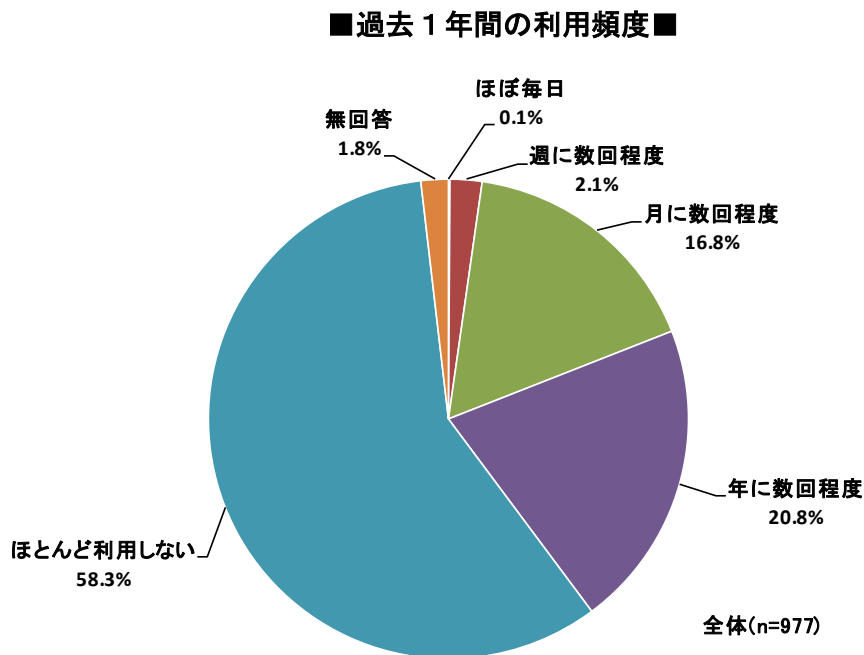


(注) 複数回答

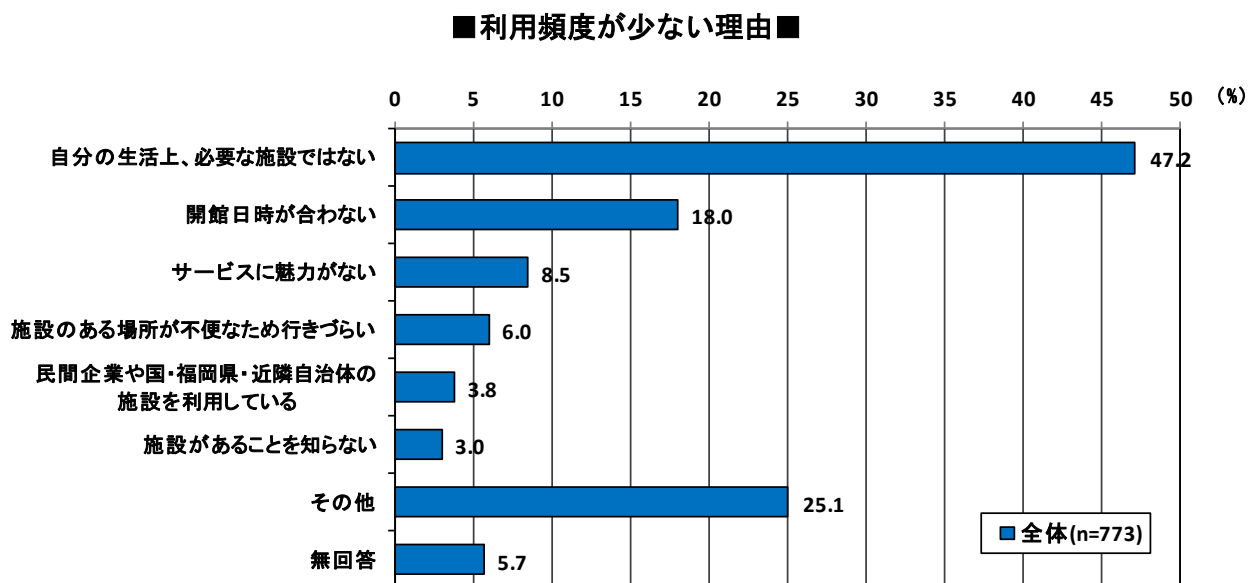
第2節 各施設の利用状況と満足度

1 図書館

過去1年間の利用頻度については、「ほとんど利用しない」が58.3%で最も多くなっています。次いで、「年に数回程度」が20.8%、「月に数回程度」が16.8%、「週に数回程度」が2.1%、「ほぼ毎日」が0.1%の順となっています。



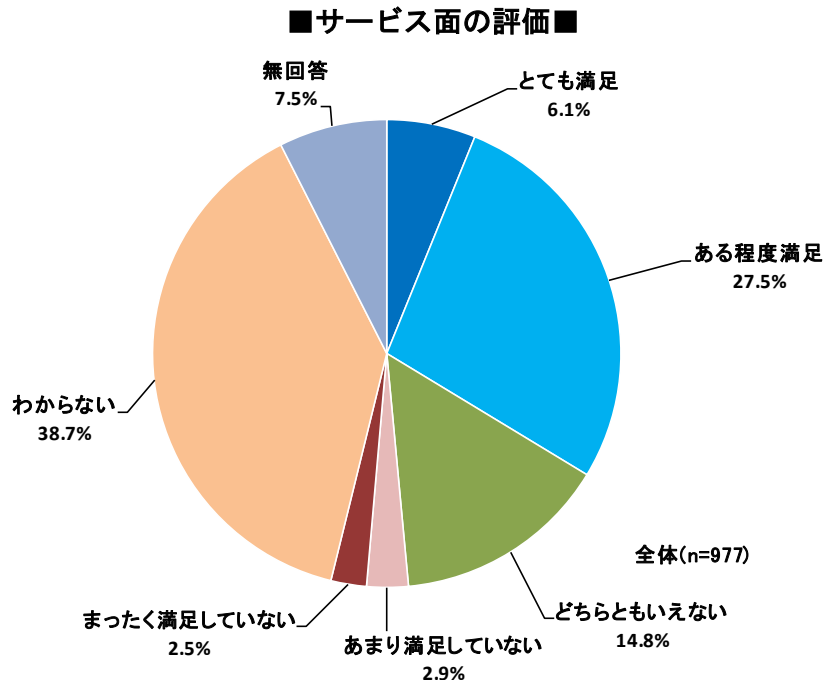
利用頻度が少ない理由については、「自分の生活上、必要な施設ではない」が47.2%で最も多くなっています。次いで、「その他」が25.1%、「開館日時が合わない」が18.0%、「サービスに魅力がない」が8.5%の順となっています。



(注)複数回答

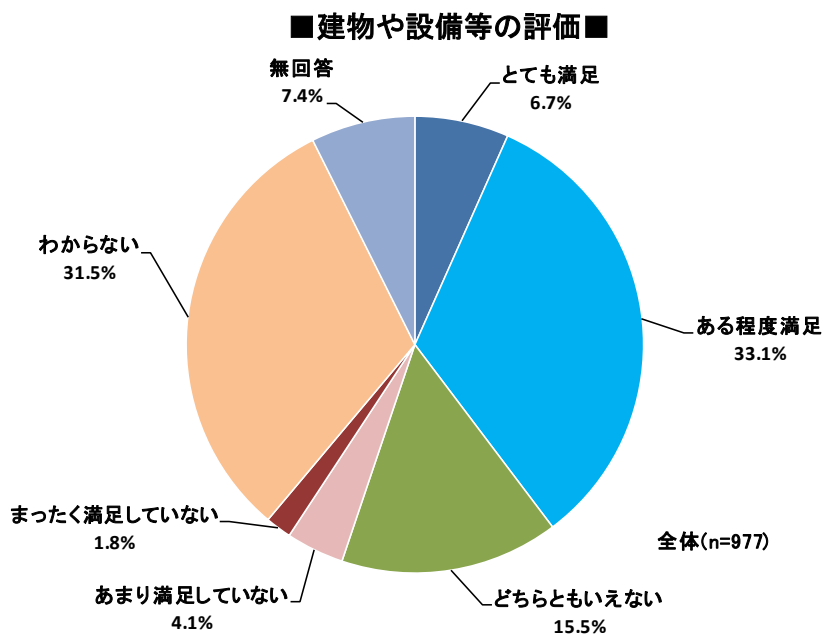
サービス面については、どのように評価するかについては、「とても満足」と「ある程度満足」を合わせた『満足している』が33.6%、「まったく満足していない」と「あまり満足していない」を合わせた『満足していない』が5.4%で、『満足している』が『満足していない』を上回っています。一方、「どちらともいえない」が14.8%となっています。

なお、「わからない」が38.7%となっています。



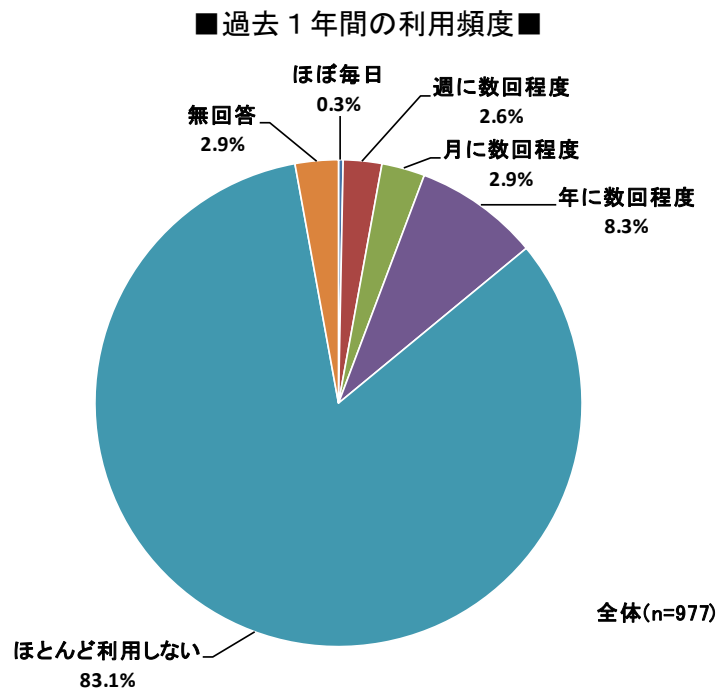
建物や設備等については、どのように評価するかについては、「とても満足」と「ある程度満足」を合わせた『満足している』が39.8%、「まったく満足していない」と「あまり満足していない」を合わせた『満足していない』が5.9%で、『満足している』が『満足していない』を上回っています。一方、「どちらともいえない」が15.5%となっています。

なお、「わからない」が31.5%となっています。

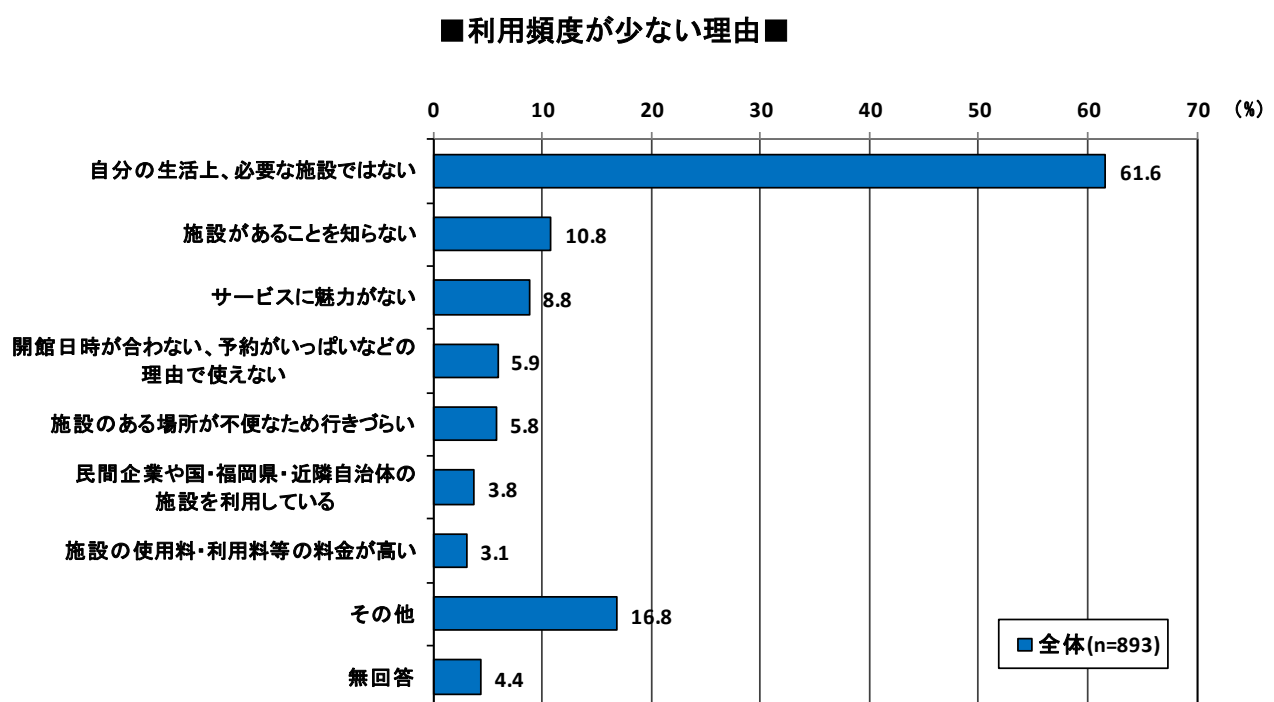


2 スポーツ施設

過去1年間の利用頻度については、「ほとんど利用しない」が83.1%で最も多くなっています。次いで、「年に数回程度」が8.3%、「月に数回程度」が2.9%、「週に数回程度」が2.6%、「ほぼ毎日」が0.3%の順となっています。



利用頻度が少ない理由については、「自分の生活上、必要な施設ではない」が61.6%で最も多くなっています。次いで、「その他」が16.8%、「施設があることを知らない」が10.8%、「サービスに魅力がない」が8.8%の順となっています。

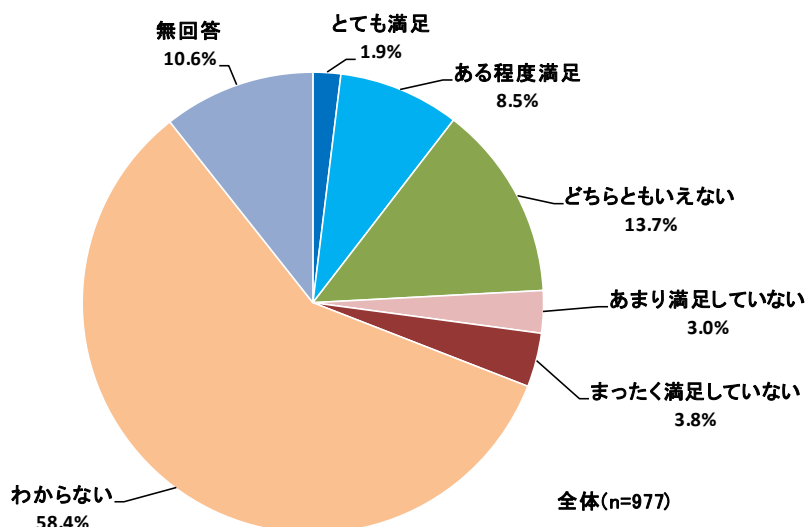


(注)複数回答

サービス面については、どのように評価するかについては、「とても満足」と「ある程度満足」を合わせた『満足している』が10.4%、「まったく満足していない」と「あまり満足していない」を合わせた『満足していない』が6.8%で、『満足している』が『満足していない』をわずかに上回っています。一方、「どちらともいえない」が13.7%となっています。

なお、「わからない」が58.4%となっています。

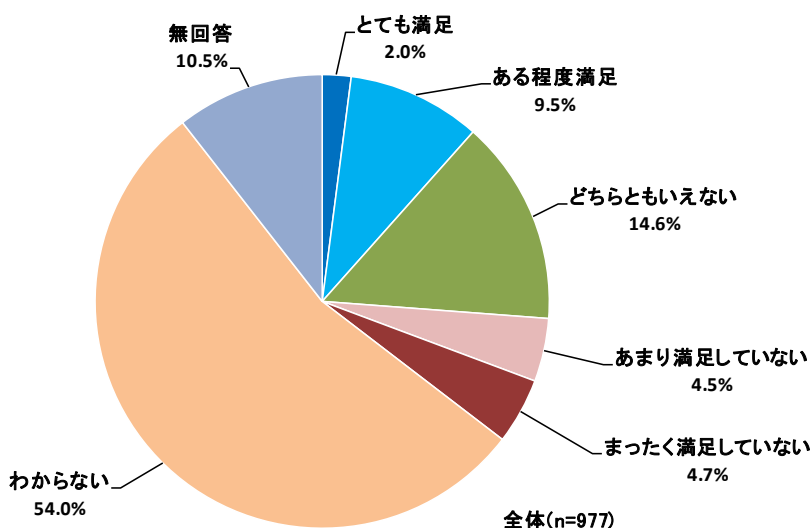
■サービス面の評価■



建物や設備等については、どのように評価するかについては、「とても満足」と「ある程度満足」を合わせた『満足している』が11.5%、「まったく満足していない」と「あまり満足していない」を合わせた『満足していない』が9.2%で、『満足している』が『満足していない』をわずかに上回っています。一方、「どちらともいえない」が14.6%となっています。

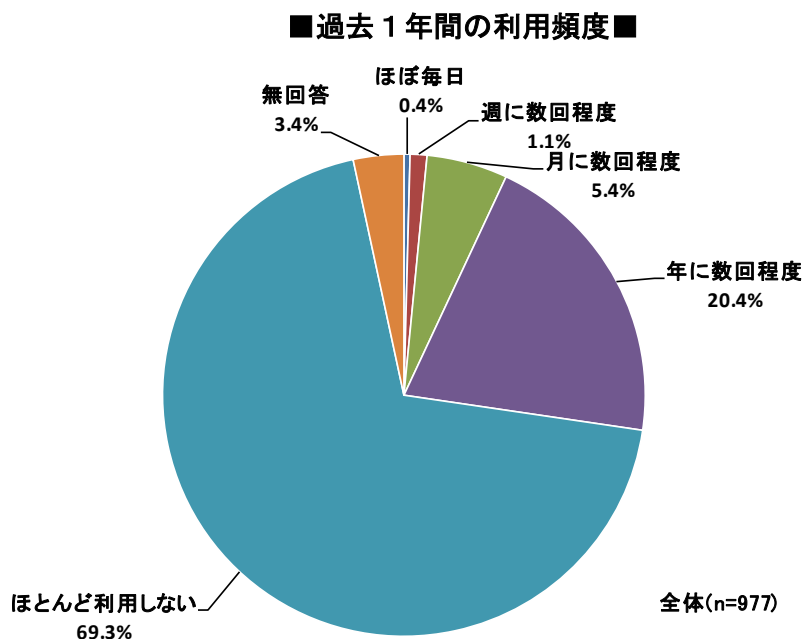
なお、「わからない」が54.0%となっています。

■建物や設備等の評価■

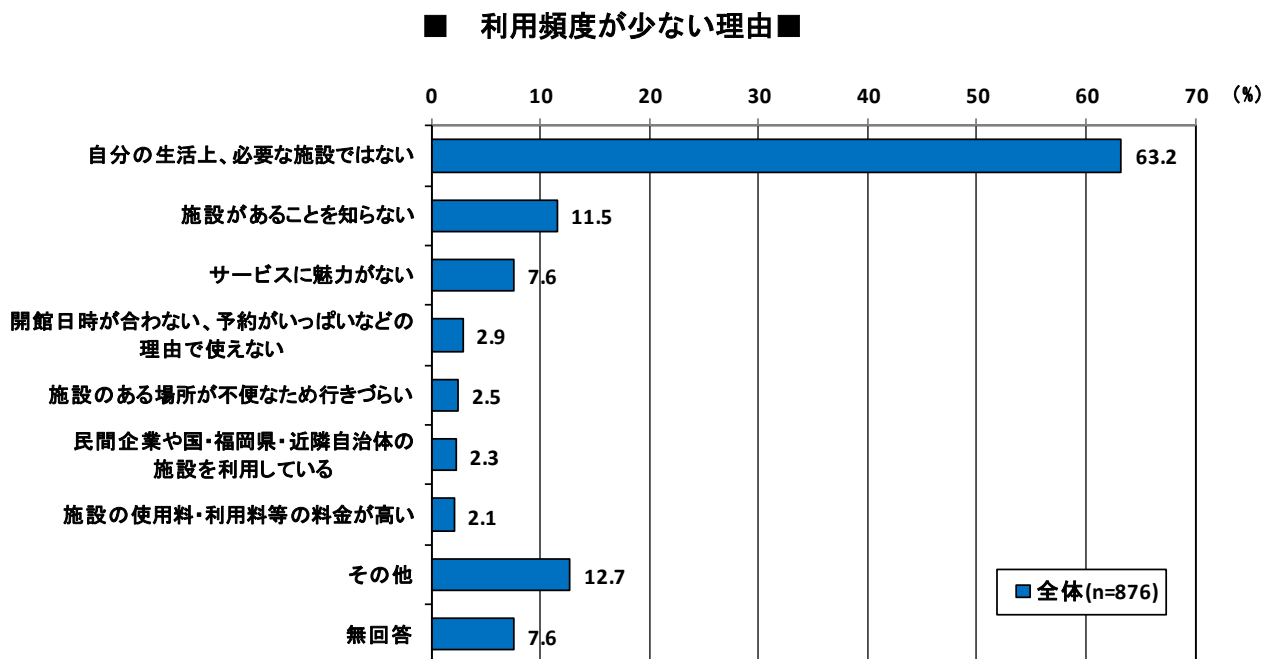


3 文化施設

過去1年間の利用頻度については、「ほとんど利用しない」が69.3%で最も多くなっています。次いで、「年に数回程度」が20.4%、「月に数回程度」が5.4%、「週に数回程度」が1.1%、「ほぼ毎日」が0.4%の順となっています。



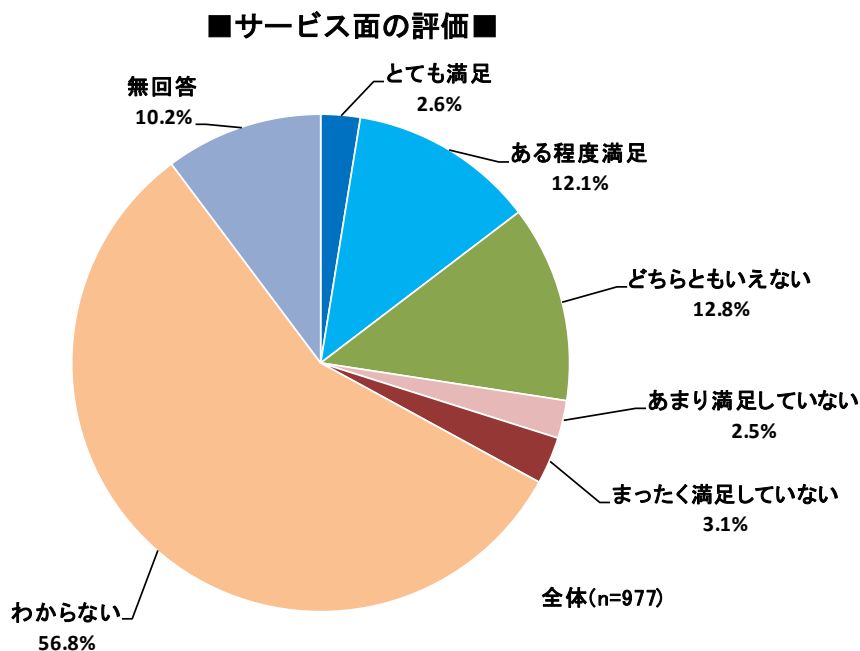
利用頻度が少ない理由については、「自分の生活上、必要な施設ではない」が63.2%で最も多くなっています。次いで、「その他」が12.7%、「施設があることを知らない」が11.5%、「サービスに魅力がない」が7.6%の順となっています。



(注)複数回答

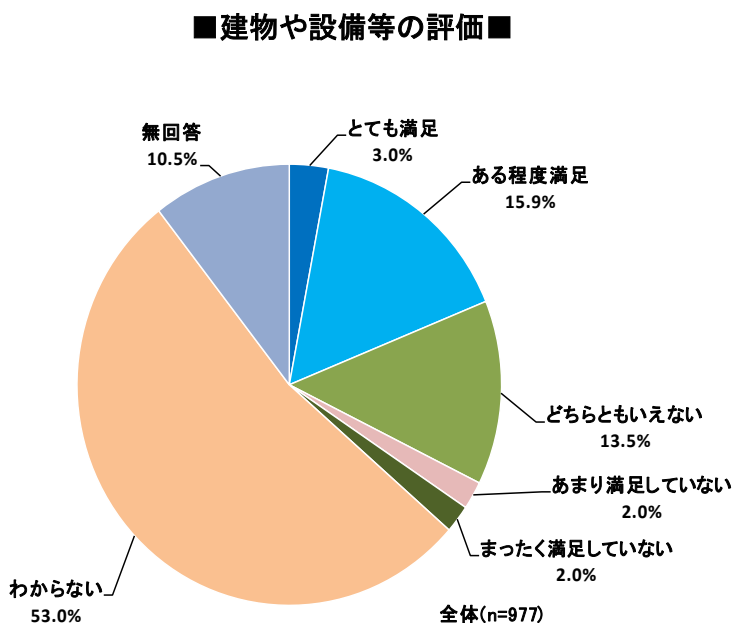
サービス面については、どのように評価するかについては、「とても満足」と「ある程度満足」を合わせた『満足している』が14.7%、「まったく満足していない」と「あまり満足していない」を合わせた『満足していない』が5.6%で、『満足している』が『満足していない』を上回っています。一方、「どちらともいえない」が12.8%となっています。

なお、「わからない」が56.8%となっています。



建物や設備等については、どのように評価するかについては、「とても満足」と「ある程度満足」を合わせた『満足している』が18.9%、「まったく満足していない」と「あまり満足していない」を合わせた『満足していない』が4.0%で、『満足している』が『満足していない』を上回っています。一方、「どちらともいえない」が13.5%となっています。

なお、「わからない」が53.0%となっています。



第6章 総合管理の方向

第1節 現状や課題に関する基本認識

1 多面的な役割を発揮していくことが必要

経済動向に左右される民間施設の運営と異なり、多くの公共施設は、災害時の避難場所としての機能、観光振興の拠点等としての機能、福祉分野におけるセーフティネット施設としての機能等、採算性や効率性等に関係なく、維持・管理をしていかなければならない公的な性質を持っています。

財政状況や市民ニーズからは、廃止・統廃合を検討することが求められていますが、廃止・統廃合を前提にするのではなく、公共施設の多面的な機能が発揮できることについても検討します。

2 長寿命化の要請に対応していくことが必要

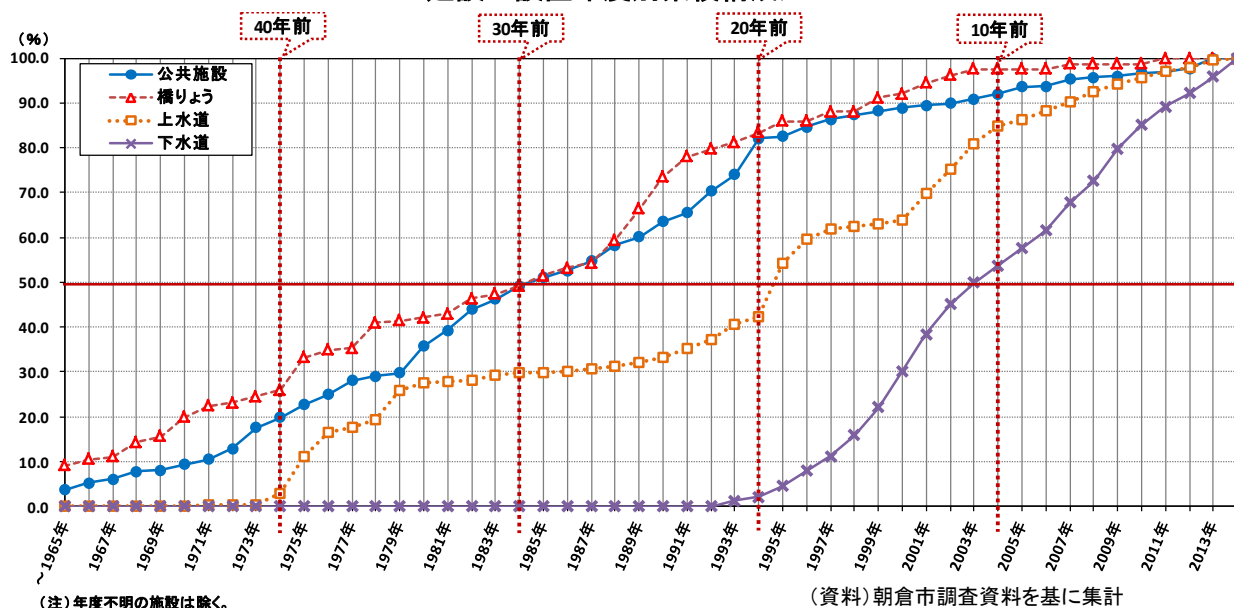
一般に、RC造の建造物の更新時期は50年、木造は30年といわれています。また、1981年（昭和56年）の建築基準法改正以前の旧耐震基準で建設された公共施設の更新も課題となっています。

さらに、道路や上下水道等のインフラ関係についても、一般的には15～20年を経過すると老朽化が進むといわれています。

本市では、現有公共施設の4割近くが1981年（昭和56年）以前に建築された建物であり、耐震診断・耐震改修を行っていない施設も多く存在します。また、上水道は1971年（昭和46年）から設置が始まり、設置後20年以上経過している割合も高くなっています。加えて、下水道は1993年（平成5年）に設置が始まったことから、順次設置後20年を経過するようになります。こうしたことから、インフラについても長寿命化が要請されています。

財源に限りがある中、長期的な観点で、新規投資と更新投資の両方をバランスよく推進し、公共施設等の長寿命化を図っていきます。

■建設・設置年度別累積構成比■

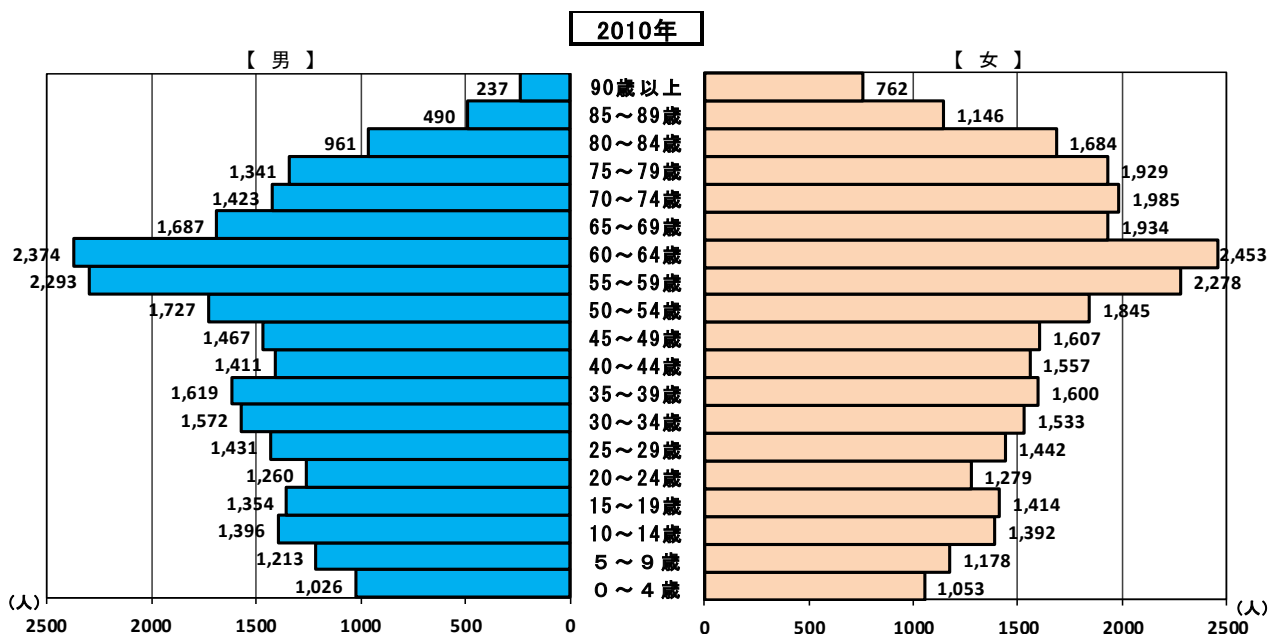


3 人口減少時代に対応していくことが必要

本市の人口は、1980年（昭和55年）の国勢調査時の64,623人から、1985年（昭和60年）に65,128人に増加しましたが、それ以降減少に転じ、2010年（平成22年）には56,353人、2015年（平成27年）の国勢調査速報では52,459人となっています。わが国全体が人口減少時代を迎える中、本市の人口は、今後も減少傾向で推移し、朝倉市人口ビジョンによると、2025年（平成37年）には、約48,200人～48,600人、その後人口減少は緩やかになりながらも継続し、2060年（平成72年）には、約34,100人～36,700人程度まで減少するものと推計されています。

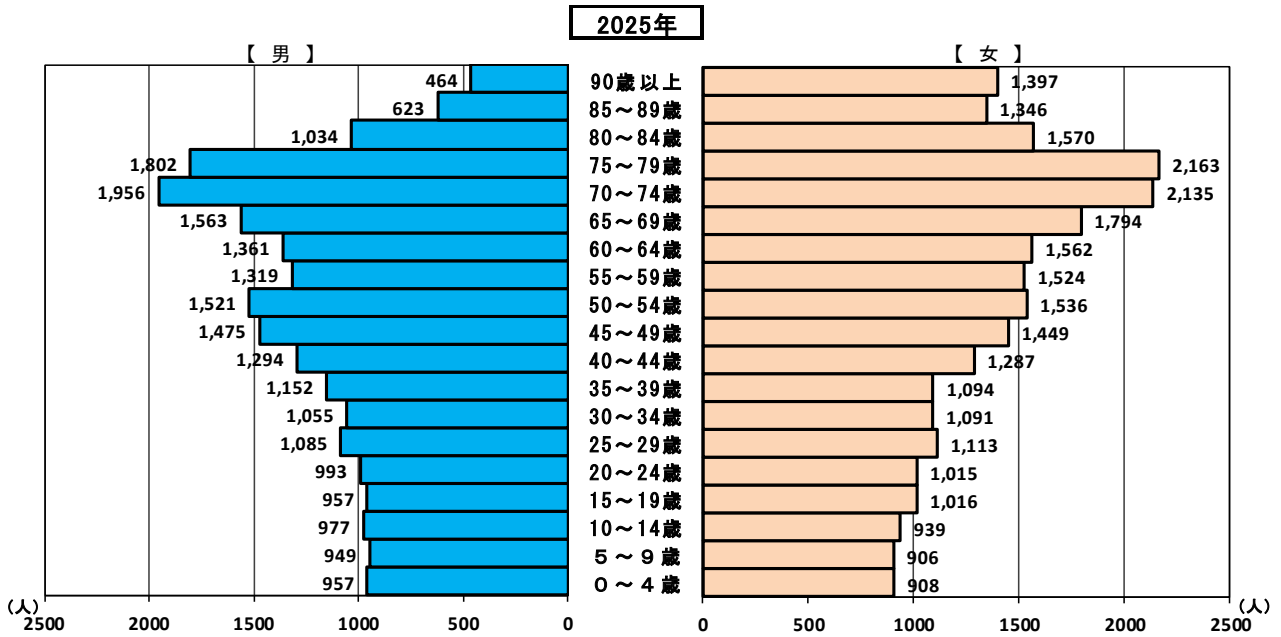
少子化に伴う子どもの数の減少により、すでに小中学校においては再編・統廃合の計画を進めていますが、今後も人口の規模や年齢構成にあわせ、まちづくりの観点から必要性の低い公共施設の縮小や統廃合を随時検討していきます。

■人口ピラミッド（2010年）■



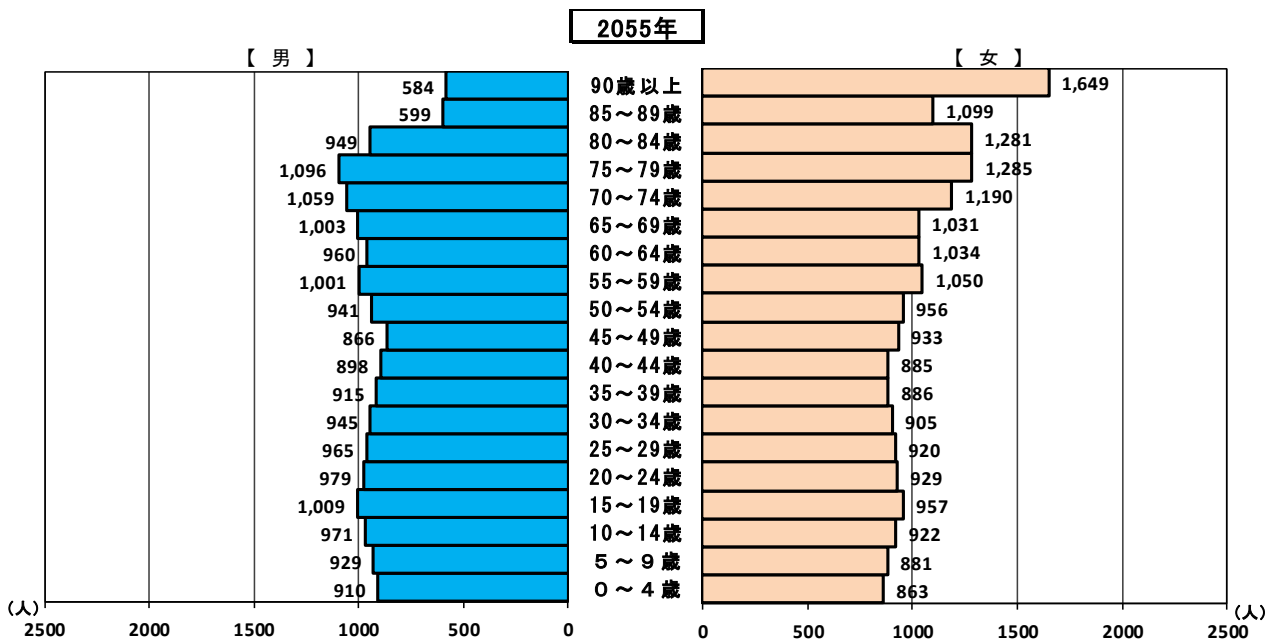
(資料)内閣官房まち・ひと・しごと創生本部提供資料を基に作成

■人口ピラミッド (2025年) ■



(資料)朝倉市人口ビジョン(市ケース2 出生率:2030年 1.86 2040年 2.07 人口移動:2040年均衡)

■人口ピラミッド (2055年) ■



(資料)朝倉市人口ビジョン(市ケース2 出生率:2030年 1.86 2040年 2.07 人口移動:2040年均衡)

4 生活圏の広域化に対応していくことが必要

市町村は、基本的に、運営する財源で、そこに住む住民を対象に、その市町村域内の公共施設等を建設・維持管理しています。道路は、他地域の人々も利用し、流入することが地域振興につながるため、市町村が建設・維持管理する合理的な理由があります。

しかし、人口減少時代を迎えるとともに、交通網の整備や情報通信手段の急速な発達・普及によって住民の生活圏が一層広域化する中では、全ての住民ニーズに自市町村だけで対応していくことが、難しくなるとともに、複数の市町村でお互いに足りないものを補完しあうことの必要性が高まっています。

このため、公共施設等は、その更新にあたり、自市町村住民以外の利用も想定し、広域連携による運営を柔軟に検討していきます。

第2節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

これまでの対処療法的な維持管理（事後保全）から、計画的な維持管理（予防保全）へ転換し、施設の劣化が進行する前に、計画的な維持管理（予防保全）を実施していくことで、施設の長寿命化を図り、施設のライフサイクルコストを縮減します。

そのため、既存の施設の保全・活用を図るとともに、施設機能に着目した工夫ある管理・整備手法を導入し、施設の分散したデータや統一化されていない基準を改め、一元的な情報集約や全体的で実効性のある仕組みの構築に取り組みます。

必要な対策の検討にあたっては、市民ニーズや、環境問題・バリアフリー等の社会的要請に対応した施設整備・運営管理を行うとともに、将来的なまちづくりの方向性や他の関連する事業も考慮した上で、その施設の必要性、対策の内容や時期等を再検討し、必要性が認められる施設については、更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化を図ります。また、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を進める等、戦略的な取り組みを推進します。

第3節 更新に係る経費の見込み

市町村の公共施設等総合管理計画の策定に向けて、一般財団法人地域総合整備財団が「公共施設等更新費用試算ソフト」を作成し、総務省が活用を推奨しています。

このソフトを用い、本市の公共施設等の更新に係る経費の見込みを算定すると以下のとおりです。

■試算の前提■

- ◇ このソフトは、将来の財政運営の参考にするため、将来の公共施設等の更新費用を便宜的に推計できるよう開発されたもので、公共施設等の延床面積（インフラは整備済面積や整備延長）に更新単価を乗じて推計するものです。
- ◇ 2015年（平成27年）7月～9月調査時点の状況をもとに、2016年度（平成28年度）～2055年度（平成67年度）の40年間の推計を行い、更新費用額を試算しました。
- ◇ 更新単価は、以下のとおりです。

■「公共施設等更新費用試算ソフト」での更新単価の設定■

施設区分	細項目	更新区分	単価
公共施設	庁舎等	建替え	40 万円/㎡
	学校・幼稚園・給食センター	建替え	33 万円/㎡
	図書館・文化ホール・集会施設	建替え	40 万円/㎡
	スポーツ施設	建替え	36 万円/㎡
	医療施設	建替え	40 万円/㎡
	保健・福祉施設	建替え	36 万円/㎡
	公営住宅	建替え	28 万円/㎡
	供給処理施設	建替え	36 万円/㎡
	庁舎等	大規模改修	25 万円/㎡
	学校・幼稚園・給食センター	大規模改修	17 万円/㎡
	図書館・文化ホール・集会施設	大規模改修	25 万円/㎡
	スポーツ施設	大規模改修	20 万円/㎡
	医療施設	大規模改修	25 万円/㎡
	保健・福祉施設	大規模改修	20 万円/㎡
	供給処理施設	大規模改修	20 万円/㎡
	公営住宅	大規模改修	17 万円/㎡
道路、橋りょう	一般道路	更新	0.47 万円/㎡
	歩道・自転車道	更新	0.27 万円/㎡
	橋りょう	更新	44.8 万円/㎡
上水道	導水管・300mm未満	更新	10 万円/m
	配水管・150mm以下	更新	9.7 万円/m
	〃・200mm以下	更新	10 万円/m
	〃・250mm以下	更新	10.3 万円/m
	〃・300mm以下	更新	10.6 万円/m
	〃・350mm以下	更新	11.1 万円/m
	上水道施設	建替え	36 万円/㎡
	〃	大規模改修	20 万円/㎡
下水道	下水道管	更新	12.4 万円/m
	下水道施設	建替え	36 万円/㎡
	〃	大規模改修	20 万円/㎡

1 公共施設

試算によると、2016年度（平成28年度）～2055年度（平成67年度）の更新費用額は1,221億円、1年当たりの整備額は30.5億円となります。

内訳は、「大規模改修」が278億円、「築31年以上50年未満の公共施設の大規模改修」が227億円、「建替え」が705億円、「築61年以上の公共施設の建替え」が11億円となっています。なお、これはあくまで建物とそれに付随する電気設備、空調設備、トイレ等排水設備の整備費であり、行政事務を行うのに必要な機具・備品類（パソコン、コピー機、机、書庫、電話等）は含みません。

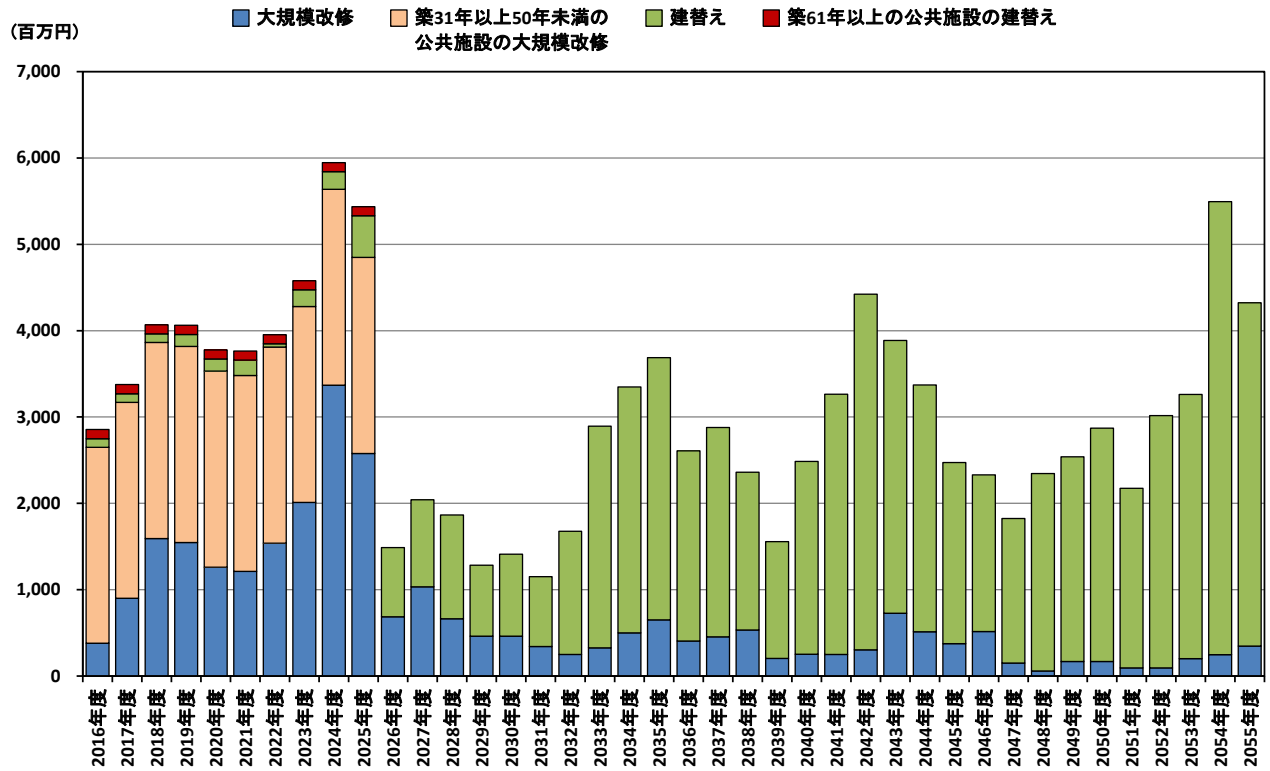
「大規模改修」とは、計画期間内に順次、築後30年を迎える施設で、築後30年経過年度に大規模改修を行うものとして計上しています。

「築31年以上50年未満の公共施設の大規模改修」とは、計画策定当初時点ですでに大規模改修や建替えが必要な築後30年を経過しているにも関わらず、それらを実施していない施設について、2025年度（平成37年度）までの10年間に大規模改修を順次実施するものとして、施設区分ごとの更新単価に基づく試算額を計上しています。

「建替え」とは、公共施設の耐用年数を一律60年と設定し、それを経過した施設を築後60年経過年度に建替えるものとして計上しています。

「築61年以上の公共施設の建替え」とは、計画策定当初時点ですでに建替えが必要な築後60年を経過しているにも関わらず、それらを実施していない施設について、2025年度（平成37年度）までの10年間に建替えを順次実施するものとして、施設区分ごとの更新単価に基づく試算額を計上しています。

■ 公共施設の更新費用の試算 ■



単位:百万円

年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度
大規模改修	380	901	1,593	1,547	1,262	1,212	1,540	2,010	3,369	2,579	686	1,034	665	463	463	342	252	326	500	652
築31年以上50年未満の公共施設の大規模改修	2,270	2,270	2,270	2,270	2,270	2,270	2,270	2,270	2,270	2,270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建替え	100	100	100	140	140	178	38	192	203	481	804	1,006	1,201	821	948	809	1,425	2,569	2,848	3,035
築61年以上の公共施設の建替え	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工事費合計	2,855	3,375	4,068	4,061	3,777	3,764	3,953	4,577	5,946	5,435	1,489	2,040	1,866	1,284	1,412	1,151	1,676	2,895	3,348	3,687

年度	2036年度	2037年度	2038年度	2039年度	2040年度	2041年度	2042年度	2043年度	2044年度	2045年度	2046年度	2047年度	2048年度	2049年度	2050年度	2051年度	2052年度	2053年度	2054年度	2055年度
大規模改修	405	455	534	204	253	252	303	727	512	376	515	152	60	168	168	95	95	203	247	346
築31年以上50年未満の公共施設の大規模改修	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建替え	2,203	2,424	1,827	1,352	2,232	3,013	4,119	3,159	2,859	2,096	1,814	1,673	2,285	2,371	2,703	2,079	2,920	3,058	5,247	3,976
築61年以上の公共施設の建替え	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工事費合計	2,608	2,880	2,361	1,556	2,485	3,265	4,422	3,887	3,371	2,472	2,329	1,825	2,345	2,539	2,871	2,174	3,015	3,261	5,494	4,322

(注) 上下水道施設を除く

(資料) 朝倉市調査資料を基に、一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設等更新費用試算ソフト」で算出

2 道路、橋りょう、上水道、下水道

道路、橋りょう、上水道及び下水道の過去5年間の整備費（普通建設事業費）の推移をみると、5年間の年間平均は、道路が14.5億円、橋りょうが3百万円、上水道が1.2億円、下水道が6.7億円で、合わせて22.5億円となっています。

このうち、新規整備分が年間19.6億円と9割弱を占め、既存更新分は年間1.5億円、用地取得分は年間1.4億円となっています。

■道路、橋りょう、上水道、下水道の過去5年間の整備費の推移■

〔道路〕				
	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
2010年	1.49	17.14	2.66	21.29
2011年	0.87	11.50	1.94	14.32
2012年	1.01	9.32	1.45	11.79
2013年	0.51	11.73	0.41	12.65
2014年	0.58	11.37	0.52	12.56
5年間の平均	0.89	12.21	1.42	14.52

〔橋りょう〕				
	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
2010年	0.01	0.00	0.00	0.01
2011年	0.12	0.00	0.00	0.12
2012年	0.02	0.00	0.00	0.02
2013年	0.00	0.00	0.00	0.00
2014年	0.00	0.00	0.00	0.00
5年間の平均	0.03	0.00	0.00	0.03

〔上水道〕				
	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
2010年	0.98	0.85	0.00	1.83
2011年	0.34	0.95	0.00	1.30
2012年	0.30	0.55	0.00	0.84
2013年	0.35	0.22	0.00	0.57
2014年	0.92	0.54	0.00	1.45
5年間の平均	0.58	0.62	0.00	1.20

〔下水道〕				
	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
2010年	0.00	7.70	0.00	7.70
2011年	0.00	5.78	0.00	5.78
2012年	0.00	6.06	0.00	6.06
2013年	0.00	6.52	0.00	6.52
2014年	0.00	7.55	0.00	7.55
5年間の平均	0.00	6.72	0.00	6.72

〔合算〕				
	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
2010年	2.49	25.69	2.66	30.83
2011年	1.34	18.24	1.94	21.53
2012年	1.34	15.92	1.45	18.72
2013年	0.86	18.48	0.41	19.75
2014年	1.50	19.45	0.62	21.57
5年間の平均	1.51	19.56	1.42	22.48

(注)災害復旧のための応急補修は含まない

(資料)朝倉市調査資料を基に、一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設等更新費用試算ソフト」で算出

道路、橋りょう、上水道及び下水道の更新費用を試算すると、以下のとおりです。

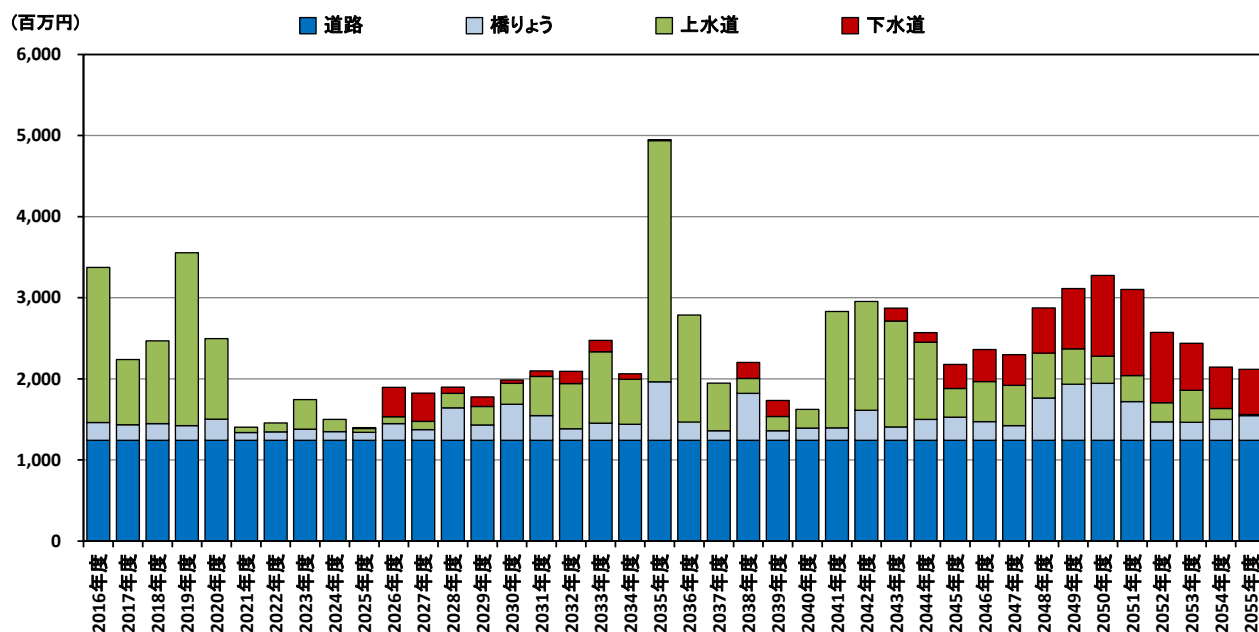
道路の更新費用額は、2016年度（平成28年度）～2055年度（平成67年度）の40年間で497億円、1年当たりの整備額は12.4億円となります。算定基準は、道路舗装の更新年数を15年と設定し、道路の全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新するものとして、更新単価に基づく試算額を計上しています。

橋りょうの更新費用額は、2016年度（平成28年度）～2055年度（平成67年度）の40年間で108億円、1年当たりの整備額は2.7億円となります。算定基準は、橋りょうの更新年数を60年と設定し、更新単価に基づく試算額を計上しています。

上水道の更新費用額は、2016年度（平成28年度）～2055年度（平成67年度）の40年間で252億円、1年当たりの整備額は6.3億円となります。算定基準は、上水道管の更新年数を40年、上水道施設の大規模改修、更新年数を公共施設と同じ年数と設定し、更新単価に基づく試算額を計上しています。なお、1995年度（平成7年度）に整備された上水道管が多く、更新年数の40年を迎える2035年度（平成47年度）には更新費用が他の年に比べて多くなっています。

下水道の更新費用額は、2016年度（平成28年度）～2055年度（平成67年度）の40年間で90億円、1年当たりの整備額は2.3億円となります。算定基準は、下水道管の更新年数を50年、下水道施設の大規模改修、更新年数を公共施設と同じ年数と設定し、更新単価に基づく試算額を計上しています。

■道路、橋りょう、上水道、下水道の更新費用の試算■



単位：百万円

年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度
道路	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242
橋りょう	220	194	206	181	262	97	106	138	108	99	207	132	401	191	445	306	144	211	198	724
上水道	1,913	802	1,020	2,133	991	65	110	363	150	48	85	101	179	227	257	481	556	882	555	2,974
下水道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	360	350	76	119	43	69	152	140	67	10
合計	3,374	2,238	2,468	3,555	2,495	1,403	1,457	1,743	1,500	1,398	1,894	1,825	1,898	1,778	1,986	2,098	2,094	2,475	2,061	4,949

年度	2036年度	2037年度	2038年度	2039年度	2040年度	2041年度	2042年度	2043年度	2044年度	2045年度	2046年度	2047年度	2048年度	2049年度	2050年度	2051年度	2052年度	2053年度	2054年度	2055年度
道路	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242	1,242
橋りょう	226	118	578	118	150	155	371	166	259	285	230	183	523	691	703	478	229	224	259	304
上水道	1,320	589	186	177	232	1,436	1,342	1,304	952	354	497	496	552	438	336	322	235	393	135	15
下水道	0	0	196	196	0	0	0	161	118	297	393	377	557	743	995	1,061	866	580	510	557
合計	2,788	1,948	2,202	1,733	1,624	2,832	2,955	2,873	2,571	2,178	2,360	2,298	2,873	3,114	3,275	3,103	2,572	2,439	2,146	2,118

(資料) 朝倉市調査資料を基に、一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設等更新費用試算ソフト」で算出

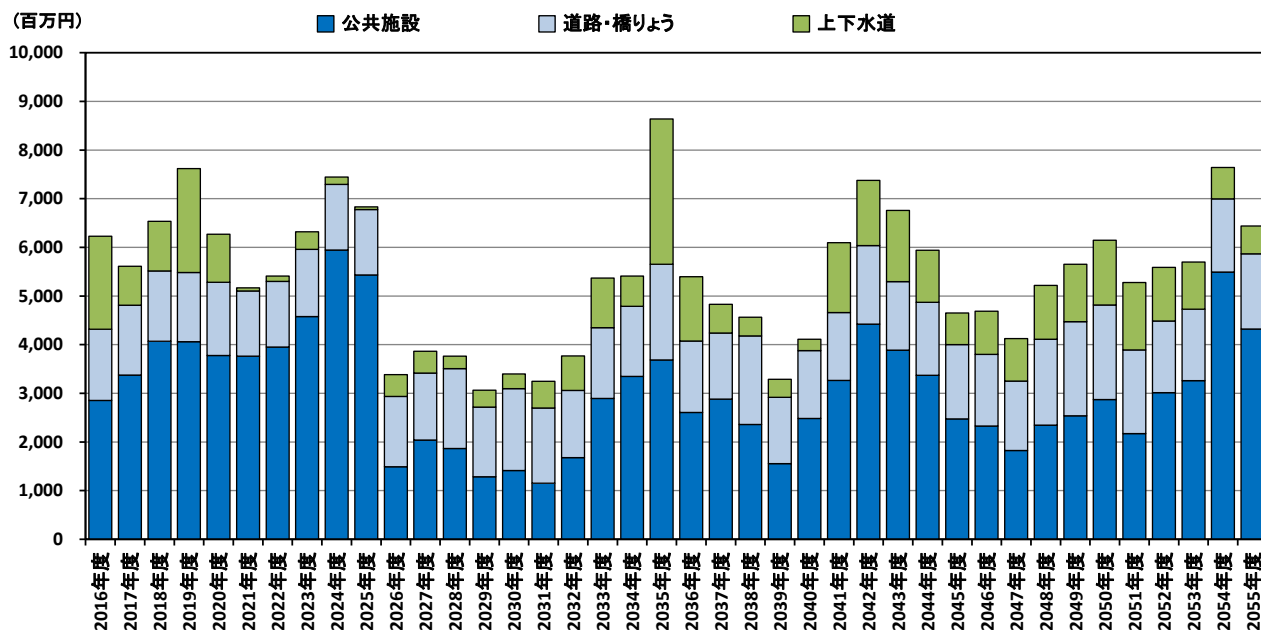
3 総括

公共施設とインフラを合わせると、2016年度（平成28年度）～2055年度（平成67年度）の更新費用額は2,168億円、1年当たりの整備額は54.2億円となります。

試算結果の推移をみると、更新費用の集中する年度と比較的少ない年度があります。このため、長期的な計画のもと、更新年度の平準化に努めていきます。

なお、これらは、あくまで既存の施設・インフラの更新にかかる経費であり、今後、新規整備するものの整備費や更新費は計上していません。そのため、今後は、新規整備される施設・インフラについても、更新費用を見込んだ健全な財政運営に努めていきます。

■ 公共施設・インフラの更新費用の試算 ■



単位：百万円

年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度
公共施設	2,855	3,375	4,068	4,061	3,777	3,764	3,953	4,577	5,946	5,435	1,489	2,040	1,866	1,284	1,412	1,151	1,676	2,895	3,348	3,687
道路・橋りょう	1,462	1,435	1,447	1,422	1,504	1,338	1,347	1,380	1,350	1,340	1,449	1,374	1,643	1,432	1,686	1,547	1,385	1,453	1,439	1,965
上下水道	1,913	802	1,020	2,133	991	65	110	363	150	58	445	451	255	346	300	550	709	1,022	622	2,984
合計	6,229	5,613	6,535	7,616	6,272	5,167	5,410	6,320	7,446	6,833	3,383	3,866	3,764	3,062	3,398	3,249	3,770	5,370	5,409	8,636

年度	2036年度	2037年度	2038年度	2039年度	2040年度	2041年度	2042年度	2043年度	2044年度	2045年度	2046年度	2047年度	2048年度	2049年度	2050年度	2051年度	2052年度	2053年度	2054年度	2055年度
公共施設	2,608	2,880	2,361	1,556	2,485	3,265	4,422	3,887	3,371	2,472	2,329	1,825	2,345	2,539	2,871	2,174	3,015	3,261	5,494	4,322
道路・橋りょう	1,468	1,359	1,820	1,360	1,392	1,396	1,613	1,408	1,501	1,527	1,471	1,424	1,765	1,933	1,944	1,720	1,471	1,465	1,501	1,546
上下水道	1,320	589	382	373	232	1,436	1,342	1,465	1,070	651	889	874	1,109	1,181	1,331	1,384	1,101	974	645	572
合計	5,396	4,828	4,563	3,289	4,109	6,097	7,377	6,760	5,942	4,650	4,690	4,123	5,219	5,652	6,146	5,277	5,587	5,700	7,640	6,440

(資料) 朝倉市調査資料を基に、一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設等更新費用試算ソフト」で算出

第4節 適正管理の基本方針

公共施設等の適正な管理に向け、以下の7つの基本方針を掲げます。

1 点検・診断等の適正な実施

公共施設等の点検には、施設管理者による「日常点検」のほか、法に基づく「定期点検」や災害や事故発生等による「緊急点検」があります。

特に、道路及び道路附属施設については、国土交通省が定めた点検実施要領に基づく5年ごとの「定期点検」があり、さらに、近年の橋りょうの老朽化の進行に合わせ、道路法施行規則及び「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」（平成26年7月1日施行）に基づき、2014年度（平成26年度）から4か年をかけて、全ての橋りょうの健全度調査を実施することとなっています。

これらの点検・診断の適正な実施により、各施設の現状を適切に把握するとともに、点検・診断結果をシステム管理し、点検・診断履歴の蓄積を図ります。

2 維持管理・修繕・更新等の適正な実施

公共施設等の維持管理・修繕・更新等には、膨大な費用が前提となるため、点検・診断結果等を踏まえて事業の優先順位を定め、予算の平準化を図ります。

施設の更新にあたっては、PPP、PFIといった民間活力の導入を検討するとともに、広域行政による設置や相互利用を検討します。

PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ。公民が連携して公共サービスの提供を行うことで、PFI、指定管理者制度、公設民営方式等がある。

PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ。設計、建設、維持管理、運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を行う仕組み。

3 安全の確保

多くの人々が利用する公共施設等は、安全を最優先とした整備と管理運営に努めるとともに、損傷、陥没等、生命・身体に危険を及ぼす可能性が判明した公共施設等は、速やかに立入制限、応急修繕等の措置を図ります。また、公共施設等の清潔性の確保に努めます。

4 耐震化の推進

市有施設については、耐震化が終わっていない公共施設等や、耐震化されていない非構造部材等がまだ残っており、それらの速やかな耐震化を進めます。中でも、防災拠点として重要な役割を果たす本庁舎等の施設、災害時に避難・救援等で重要な役割を果たす文化・体育施設等の耐震化を優先的に進めます。なお、学校施設は耐震化が終了しています。

5 長寿命化の推進

損傷が明らかになってから修繕等を行う「事後保全型の維持管理」ではなく、修繕等を計画的に行う「予防保全型の維持管理」を基本に、健全な状態を維持しながら公共施設等の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

また、新たに施設を建設する際には、長期間利用できる仕様について、設計段階から検討します。

6 統廃合や廃止の推進

人口減少時代を迎える中で、健全財政の推進を前提に、人口規模にあった公共施設等の統廃合や廃止を進めることが求められています。

一方で、公共施設等には、災害時の避難所・避難路等、効率性だけで判断できない公益性があるとともに、公共施設等を利用している市民においては、サービスの維持・向上は不可欠です。

こうした点を総合的に勘案した上で、統廃合や廃止を適宜進め、跡地について、売却を含めた有効活用等を検討します。また、施設更新の際は、単一機能での施設の建替えではなく、機能集約・複合化を検討します。

7 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向けて、担当課だけではなく、全庁的な情報共有体制、取り組み体制の構築を図るとともに、職員研修等を通じて、職員一人ひとりの意識啓発に努めます。

第7章 施設類型ごとの基本方針

施設・インフラの老朽化の程度や、市民ニーズ等に基づき、施設類型ごとの更新等の基本方針を以下のとおり定めます。

第1節 公共施設

1 庁舎（行政系施設）

（1）現状と課題

各庁舎については、多くの市民や職員が利用する施設として将来的なあり方を検討していく必要があります。

本庁舎は、1973年（昭和48年）、建築基準法改正前の旧耐震基準で建築されたものです。また、老朽化が進むとともに、狭あいとなり、バリアフリーに対応することも難しい状況があります。併せて、2006年（平成18年）1月に改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）に基づき、2015年（平成26年）に耐震診断を実施した結果、耐震性能の不足が明らかになりました。

本庁舎、朝倉支所庁舎及び杷木支所庁舎の諸元は、以下のとおりです。

■各庁舎の諸元■

庁舎		竣工	延床面積	耐震診断	耐震補強	大規模改修
本庁舎	本庁舎	1973年（昭和48年）	5,893 m ²	実施済	未実施	なし
	別棟事務室	1992年（平成4年）	78 m ²	不要 （新耐震基準）	不要	なし
	別館	1989年（平成元年）	1,337 m ²	不要 （新耐震基準）	不要	なし
朝倉支所庁舎		1988年（昭和63年）	4,127 m ²	不要 （新耐震基準）	不要	なし
杷木支所庁舎		1983年（昭和58年）	3,088 m ²	不要 （新耐震基準）	不要	なし

（2）今後の基本方針

本庁舎は、2015年（平成27年）8月に新庁舎の整備方針をまとめた「朝倉市庁舎整備基本構想」を、2016年（平成28年）3月には新庁舎の施設計画や運用管理計画、事業計画等をまとめた「朝倉市庁舎整備基本計画」を作成しました。

今後は、完成時の姿がより明らかとなる基本設計・実施設計を行い、財政的に有利な合併特例債を活用し、以下の方針を基に新庁舎建設に向けて取り組んでいきます。

- ・現庁舎の整備方法は、建替えとします。
- ・新庁舎の建設位置は、甘木歴史資料館南側とします。

・新庁舎の必要規模については、10,900 m²程度を基準とします。

なお、設計にあたっては、総合市民センターの一部を庁舎として活用することを具体化し、建築規模の縮小を図ることで建築費を抑制します。また、新庁舎建設の財源として合併特例債を活用することから、2020年度（平成32年度）までに新庁舎建設工事、周辺整備等を完了する予定です。

■新庁舎建設までのスケジュール■

	H27	H28	H29	H30	H31	H32
①基本構想/基本計画	→					
②基本設計		→				竣工
③実施設計			→			
④建設工事				→		
⑤周辺整備等					→	

朝倉支所庁舎及び杷木支所庁舎については、空き室・空きフロアがあり、庁舎の有効活用が課題となっています。空きスペースの貸付のほか、周辺施設との複合化・集約化、転用等も含め、有効活用について幅広く検討します。

なお、新庁舎整備後の現庁舎の活用方法についても検討を行います。

2 消防施設、その他行政施設（行政系施設）

（1）現状と課題

現在朝倉市消防団は本部と19の分団により構成されています。各分団に詰所及び格納庫があり、なかには老朽化がみられる建物もあります。

環境センターの事務所は、1982年（昭和57年）に甘木市総合衛生センターの事務室として建設された後、2006年（平成18年）に大規模改修を行い、市の環境問題、一般廃棄物（ごみ・し尿）の収集運搬・処理に関する業務等を行っています。車庫は、2006年（平成18年）に新築し、可燃ごみ（家庭系一般廃棄物）収集車両等を格納しています。

朝倉市の主な消防施設、その他の行政施設は、以下のとおりです。

■主な消防施設、その他行政施設一覧■

大分類 【中分類】	施設名称	建物棟名・用途等
行政系施設 【消防施設】	消防会館	詰所・格納庫
	秋月防災センター	詰所・格納庫
	各分団詰所・格納庫	詰所・格納庫
行政系施設 【その他行政施設】	環境センター	事務所、車庫
	秋月防災センター	屋外便所、会議室
	広蔵山中継局設備	局舎
	旧甘木・朝倉市町村会館	会館

（2）今後の基本方針

消防施設は、今後も継続使用を予定していますが、老朽化が進んでいる施設は改修等について検討していきます。

その他の行政施設については、環境センター及び秋月防災センターは継続使用します。旧甘木・朝倉市町村会館の活用策は、今後検討していきます。

3 小・中学校（学校教育系施設）

（1）現状と課題

朝倉市の小・中学校数は、2006年（平成18年）3月の市町合併（甘木市・朝倉町・杷木町）により20校（小学校14校、中学校6校）となっています。

法令に基づく学校の規模として、学校教育法施行規則で小・中学校ともに12学級から18学級を標準とされています。「朝倉市立小・中学校の設置及びあり方に関する基本的な考え方（平成25年4月）」によると、2018年度（平成30年度）における小学校では、大規模校の立石小学校及び適正規模の甘木小学校を除く12小学校が小規模校となり、中学校では大規模校がなく、甘木中学校のみが適正規模で、南陵・十文字・比良松・秋月・杷木の5中学校が小規模校となる見込みです。

朝倉市の主な学校教育系施設は、以下のとおりです。

■主な学校施設一覧■

大分類 【中分類】	施設名称	建物棟名・用途等
学校教育系施設 【学校】	甘木小学校	校舎、校舎（管理多目的ホール）、校舎（特別教室棟）、体育倉庫、給食室、プール附属室、屋内運動場、農具倉庫
	秋月小学校	校舎、体育館、給食室、プール附属室、昇降口、倉庫
	立石小学校	校舎、体育倉庫、給食室、プール附属室、屋内運動場、機械室、屋外便所
	馬田小学校	校舎、体育館、給食室、プール附属室、倉庫
	福田小学校	校舎、体育館、給食室、プール附属室、倉庫
	蜷城小学校	校舎、給食室、プール附属室、会議室棟、屋内運動場、倉庫、便所
	金川小学校	校舎、体育倉庫、給食室、プール附属室、屋内運動場、ボイラー室、倉庫、便所
	三奈木小学校	校舎、体育館、体育倉庫、給食室、プール附属室、便所
	朝倉東小学校	校舎、体育館、体育倉庫、プール附属棟、ミーティング室、エレベーター棟、倉庫、便所
	大福小学校	校舎、体育館、プール附属棟、ポンプ室、倉庫、便所
	松末小学校	校舎、体育館、プール附属室、倉庫、便所
	杷木小学校	校舎（管理・教室棟）、校舎（特別教室・教室棟）、体育館、プール附属室、プール便所、倉庫、便所
	久喜宮小学校	校舎、体育館、プール附属室、児童会室、倉庫、便所
	志波小学校	校舎、校舎（特別教室）、体育館、プール附属室、倉庫、便所（棟）
	甘木中学校	校舎、校舎（技術室棟）、体育館、柔剣道場、体育倉庫、プール専用附属室、給食室、便所
	秋月中学校	校舎、校舎（音楽室）、校舎（特別教室棟）、特別教室（パソコン）、体育館、柔剣道場、給食室、倉庫、便所
	南陵中学校	校舎、技術室、給食室、プール附属棟、柔剣道場、倉庫・部室、便所
	十文字中学校	校舎、校舎（特別教室）、技術室、屋内運動場、柔剣道場、部室（倉庫）、プール専用附属室、給食室、便所
比良松中学校	校舎、校舎（技術室棟）、体育館、体育館部室、体育倉庫、給食室（棟）、プール附属棟、倉庫、便所	
杷木中学校	校舎、体育館、プール専用附属室、倉庫	

(2) 今後の基本方針

学校施設の耐震化は2015年度（平成27年度）に完了していますが、安全・安心な学習環境を提供するため、学校施設のバリアフリー化等の整備・管理に努めます。また、児童生徒数が減少傾向にある現状を鑑み、学校規模の適正化を図ります。

小学校については、児童数の推移を考慮しながら適正化を検討します。中学校については、地域コミュニティの状況や地理的要因等に配慮して、国の基準によらず現在の6中学校を維持することとします。

なお、秋月中学校は、2019年度（平成31年度）秋月小中一貫校へ移行予定であり、移行後に用途を廃止します。

また、杷木中学校校舎の一部は、2016年度（平成28年度）の代替校舎新築後に解体します。杷木小学校、志波小学校、松末小学校、久喜宮小学校は、2018年度（平成30年度）に杷木地域新設小学校に統合を予定しており、統合後に用途を廃止します。

秋月中学校及び杷木地域4小学校の用途廃止後は、地域の意向も踏まえながら、有効活用策を検討します。

4 その他教育施設（学校教育系施設）

（1）現状と課題

朝倉市内には、小・中学校以外にも関係施設が存在します。情報化推進センターは、立石小学校校舎に併設され、児童の学習のみならず朝倉市イントラネット通信網の中核施設として、また地域住民の研修施設として活用しています。

杷木学校給食センターは、杷木地域4小学校・1中学校の児童生徒の給食を調理する施設であり、2018年度（平成30年度）に杷木中学校敷地内に移設予定です。

朝倉市の主なその他教育施設は、以下のとおりです。

■主なその他教育施設一覧■

大分類 【中分類】	施設名称	建物棟名・用途等
学校教育系施設 【その他教育施設】	情報化推進センター	研修室（立石小学校パソコン室）
	杷木学校給食センター	共同作業所
	スクールバス黒川号車庫	車庫
	旧甘木・朝倉市町村会館	教育支援センター

（2）今後の基本方針

情報化推進センター、スクールバス黒川号車庫は今後も継続使用します。

杷木学校給食センターは、杷木地域小学校の統合後に用途を廃止します。

5 総合市民センター等（社会教育系施設、市民文化系施設）

（1）現状と課題

朝倉市では、市民の生涯学習や歴史・文化活動に対する関心は高く、総合市民センターをはじめ、朝倉・杷木地域の生涯学習センター、甘木地域センターや各コミュニティセンター等で各種講座や文化活動等が行われています。今後、市民の生涯学習や文化活動の基盤として、施設の計画的な維持管理を進めていく必要があります。

朝倉市の主な社会教育系施設及び市民文化系施設は、以下のとおりです。

■主な社会教育系施設、市民文化系施設一覧■

大分類	施設名称	建物棟名・用途等
社会教育系施設	共星の里国際芸術研究所	講堂、校舎、宿直室等
	あまぎ水の文化村（グリーンスポーツゾーン・水辺のふれあいゾーン）	管理棟、倉庫、便所等
	秋月郷土館	母屋、資料館、長屋門、郷土美術館等
	総合市民センター	中央図書館
	平塚川添遺跡公園	遺跡体験学習館、展示建物等
	旧田代家住宅	主屋、土蔵
	本町倉庫兼作業所	倉庫
	旧朝倉幼稚園	倉庫
	狐塚古墳石室覆屋	石室覆屋
市民文化系施設	総合市民センター（ピーポート甘木）	生涯学習センター、カルチャーモール、ホール等
	朝倉地域生涯学習センター	生涯学習センター、ホール等
	杷木地域生涯学習センター（らくゆう館）	生涯学習センター、作陶室等、ホール等
	女性センター（あすみん）	学習室
	原鶴振興センター（サンライズ杷木）	集会所
	総合隣保館	集会所
	杷木人権啓発センター	集会所
	甘木地域センター（フレアス甘木）	地域交流センター
	各コミュニティセンター	コミュニティセンター

（2）今後の基本方針

市民の自主的な学習活動を支援し、生涯学習の充実を図ります。また、市民の文化への関心の高まりや、積極的な文化活動への参加意欲の向上に対応し、文化活動を支援します。

市民の生涯学習や文化活動の基盤となる社会教育系施設や市民文化系施設については、老朽化に伴う随時補修を進めるとともに、耐震改修を計画的に進めていきます。一部、利用が少ない施設等、コストパフォーマンスが低い施設については、除却等も検討していきます。

具体的には、秋月郷土館の母屋や長屋門等は、大規模改修を行い継続使用します。また、秋月博物館の新築に伴い、秋月郷土館の郷土美術館は廃止します。

平塚川添遺跡公園の展示建物については、今後、大規模改修を行い継続使用します。

6 スポーツ施設、公園内構造物（スポーツ・レクリエーション系施設、公園）

（1）現状と課題

スポーツ・レクリエーション活動に対する多様なニーズに応え、健康の保持・増進と体力の向上を図るため、生涯を通じて誰もがいつでも気軽に活動できる施設の充実が求められています。

朝倉市の主なスポーツ・レクリエーション系施設及び公園は、以下のとおりです。

■主なスポーツ・レクリエーション系施設、公園一覧■

大分類	施設名称	建物棟名・用途等
スポーツ・レクリエーション系施設	甘木体育センター	体育館
	甘木テニスコート	管理棟
	甘木武道館	剣道場、柔道場
	甘木弓道場	弓道場
	甘木グラウンドゴルフ場	トイレ・倉庫
	甘木B&G海洋センター	プール棟（屋内温水プール）、艇庫
	朝倉体育センター	体育館、武道場、会議室
	朝倉球場	朝倉球場本部棟、朝倉テニスコート倉庫・トイレ、倉庫、朝倉球場倉庫、ダッグアウト、東屋
	杷木体育センター	体育館
	上秋月運動広場	トイレ
	福田運動広場	休憩所
	杷木球場	トイレ
	川の駅原鶴駅舎	川の駅舎
	たかき清流館	校舎
	鳥屋山キャンプ施設	バンガロー
	十石林道休憩施設	東屋
公園	水車公園	トイレ
	ふれあい公園水車小屋	倉庫
	石成公園	トイレ、ポンプ室
	木の丸公園	トイレ、ポンプ室
	橋の広庭公園	トイレ、ポンプ室
	宮地獄公園	トイレ、ポンプ室
	桂の池公園	トイレ
	甘木公園	野外ステージ、トイレ
	梅園公園	トイレ
	中央児童公園	トイレ
	甘木親水公園	トイレ
	古毛ポケットパーク	東屋
	山田ポケットパーク	東屋

（2）今後の基本方針

スポーツ・レクリエーション活動の普及・振興に努めるとともに、社会体育施設の整備充実及びサービスの質の向上を図ることにより、利用を促進します。

また、スポーツ・レクリエーション施設や公園については、指定避難所・指定緊急避難場所としての役割も担うことから、老朽化に伴う施設・設備（遊具等）の随時補修を進め、適切な維持管理を図ります。

なお、甘木体育センター、甘木武道館、甘木弓道場及び杷木体育センターは、総合的体育施設供用後に廃止する予定です。

7 医療・保健・福祉施設（医療施設、保健・福祉施設、子育て支援施設）

（1）現状と課題

市民の健康増進とともに、子育て支援の充実や福祉活動への参加等、身近な活動の場や施設の整備・充実が求められています。

朝倉市の主な医療施設、保健・福祉施設及び子育て支援施設は、以下のとおりです。

■主な医療施設、保健・福祉施設、子育て支援施設一覧■

大分類	施設名称	建物棟名・用途等
医療施設	朝倉診療所	診療所
保健・福祉施設	朝倉老人福祉センター	老人福祉施設
	杷木老人福祉センター	老人福祉施設
	総合市民センター	保健福祉センター
	健康福祉館	福祉集会所
	大福遺族会館	集会所
	朝倉遺族会館	集会所
	旧農業改良普及所	事務室、車庫、食堂（研修室）
子育て支援施設	秋月保育所	保育所
	安川保育所	保育所
	福田保育所	保育所
	蛭城保育所	保育所
	黄金川保育所	保育所
	三奈木保育所	保育所
	松末保育所	保育所
	杷木保育所	保育所
	久喜宮保育所	保育所
	志和保育所	保育所
	甘木学童保育所	学童保育所
	立石学童保育所	学童保育所
	立石Ⅱ学童保育所	学童保育所
	立石Ⅲ学童保育所	学童保育所
	金川学童保育所	学童保育所
	三奈木学童保育所	学童保育所
	馬田学童保育所	学童保育所
	福田学童保育所	学童保育所

（2）今後の基本方針

地域における福祉活動に向けて、住民同士の交流を促進するため、学校や保育所（園）、高齢者福祉施設、コミュニティセンター等の既存施設の活用を含めて、福祉拠点の整備、充実に努めます。

また、高齢者や障がい者の生活を明るく活力に満ちたものにするため、地域活動に参加できるよう、保健・福祉関係の公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの促進とともに、施設の維持管理に努めます。

なお、朝倉診療所は、1973年（昭和48年）3月に竣工しており、老朽化が進んでいるため建替えの検討が必要となっており、引き続き今後のあり方について総合的な判断を行っていきます。

旧農業改良普及所については、除却することを含め、今後の方針について検討します。

また、保育所は、公立保育所再編基本方針に基づき、適正配置を今後検討していきます。

8 農林業関係施設（産業関係施設）

（1）現状と課題

農林業技術の向上及び地域活動の推進等を図るための研修施設や、地域内で加工生産された農林産物を貯蔵することを目的にした施設等の維持管理を行っていますが、いずれの施設も老朽化が進んでいる現状です。

また、農林産物処理加工施設については、農林産業の従事者が共同利用することで山村地域の活性化や経営の安定化を図るために必要な施設です。

朝倉市の主な産業関係施設は、以下のとおりです。

■主な産業関係施設一覧■

大分類	施設名称	建物棟名・用途等
産業関係施設	農林業体験実習館	体験実習館、しいたけ乾燥小屋
	農業振興施設の共同作業所	共同作業所
	高木農産物貯蔵施設	農産物貯蔵施設
	林業後継者クラブ研修施設	研修所
	農林水産物処理加工施設	事務室、加工場

（2）今後の基本方針

産業関係施設は、農林産物処理加工施設の継続使用を予定していますが、より有効かつ柔軟な活用ができるよう施設管理者及び施設利用者と検討を行います。農業振興施設、高木農産物貯蔵施設、林業後継者クラブ研修施設については、老朽化が進んでいることもあり、施設利用者等と施設の運営について検討していきます。

9 公営住宅

(1) 現状と課題

市営住宅の耐用年数が既に経過したものが多くことから、計画的な市営住宅の建替えや維持管理を進めていく必要があり、主たる整備課題は以下のとおりです。

- ・耐用年数を超え、老朽化が著しい住宅の早期解消
- ・生活環境が充分でない住宅の解消
- ・統廃合による効率的な管理
- ・住宅規模と世帯人員のミスマッチ是正と多様な生活スタイルに対応した施設整備
- ・既存ストックの耐久性向上による有効活用

朝倉市の主な公営住宅は、以下のとおりです。

■ 主な公営住宅一覧 ■

大分類	施設名称	建物棟名・用途等
公営住宅	志波団地	住宅
	石の橋団地	住宅、集会所
	鳩胸団地	住宅、集会所
	松の木団地	住宅
	天神町団地	住宅
	天神町第二団地	住宅
	天神町第三団地	住宅
	中町団地	住宅、集会所
	東中町団地	住宅
	小隈団地	住宅
	小隈第二団地	住宅
	恵比須町団地	住宅
	林田団地	住宅
	櫛畑団地	住宅
	星丸団地	住宅
	万願寺団地	住宅
	万願寺第二団地	住宅
	神田町団地	住宅、集会所
	林田東団地	住宅
	大内町団地	住宅、集会所
	桑原団地	住宅
	杉馬場団地	住宅
	三福町団地	住宅
	下池田団地	住宅、集会所
	松末団地	住宅
	久喜宮団地	住宅
	比良松団地	住宅、集会所、倉庫
	浜崎団地	住宅、倉庫（農業用倉庫）
	寒水団地	住宅

(2) 今後の基本方針

「朝倉市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅の計画的な建替えや個別改善事業等を進めます。また、市営住宅の改修整備等計画的な維持管理を行います。その際、以下の基本方針に基づき整備します。

- ・安全に安心して住める環境づくり
- ・既存ストックの有効活用
- ・定住促進のための地域特性に合わせた多様な住宅供給

10 汚泥再生処理施設、し尿中継所、下水道投入前処理場（供給処理施設）

（１）現状と課題

2007年（平成19年）3月に竣工した汚泥再生処理施設は、甘木・朝倉地域のし尿、浄化槽汚泥を適切に処理し、脱水乾燥させたし尿等を発酵、堆肥化することにより有機肥料として再利用する循環型のシステムを備えた施設です。下水道事業等の進捗もあり受入量は年々減少し、低下するトン当たりの処理効率、経年劣化に伴い増加する維持管理経費の抑制が課題となっています。

2006年（平成18年）に建設された杷木し尿中継所は、杷木地域のし尿、浄化槽汚泥を一旦、受入槽に投入し、民間のし尿処理施設へ圧送する施設です。経年劣化に伴う機械設備の故障に迅速かつ適切に対応し安定した移送量を保つことが必要です。

2007年（平成19年）2月に稼働した朝倉地域下水道投入前処理施設は、朝倉地域のし尿及び浄化槽汚泥を一旦受け入れ、下水道に投入する前に法で定められた処理を行う施設です。2015年（平成27年）4月からは全量を汚泥再生処理施設へ搬入しており、現在は緊急時に備えた受入先として運転機能の維持のための管理を行っています。

朝倉市の主な供給処理施設は、以下のとおりです。

■ 主な供給処理施設一覧 ■

大分類	施設名称	建物棟名・用途等
供給処理施設	環境センター	汚泥再生処理施設
	杷木し尿中継所	処理場
	下水道投入前処理場	朝倉地域下水道投入前処理施設

（２）今後の基本方針

汚泥再生処理施設及び杷木し尿中継所は今後も継続使用します。

朝倉地域下水道投入前処理施設は、現在は汚泥再生処理施設の事故に備え、緊急時の受け入れ先として、運転機能の維持管理を行っていますが、今後、用途廃止を検討します。

11 その他施設（その他）

（１）現状と課題

1984年（昭和59年）4月から供用開始された甘木火葬場（梅香苑）及び1986年（昭和61年）4月から供用開始された杷木火葬場（香華園）は、火葬業務に支障がないよう火葬炉本体及び関連機械設備の定期的な保守点検工事を行い適切な維持管理運営を行っています。2013年度（平成25年度）から2016年度（平成28年度）にかけて、それぞれの施設の火葬炉関連機械設備の大規模な更新工事を行っており、今後は老朽化した箇所改修や補修工事を適宜行っていく必要があります。

都市と農村の交流を促進し、市の産業振興と地域活性化を図る施設の充実が求められています。その課題解決のため、三連水車の里あさくら及びファームステーションバサロには直売所施設等を設置し、その維持管理を指定管理者制度により行っています。

朝倉市の主なその他施設は、以下のとおりです。

■主なその他施設一覧■

大分類	施設名称	建物棟名・用途等
その他	シルバー人材センター（甘木）	事務所、作業所及び研修室、車庫
	シルバー人材センター（朝倉）	事務所、倉庫
	甘木火葬場	火葬場
	杷木火葬場	火葬場
	ほとめく館	事務所
	原鶴無料路傍休憩所	休憩所
	原鶴大橋下公衆トイレ	トイレ
	道の駅公衆トイレ	トイレ
	梅ヶ谷公園公衆トイレ	トイレ
	菩提寺資材倉庫	倉庫
	秋月公衆トイレ	トイレ
	比良松駐輪場	駐輪場
	木和田交流施設	木和田交流施設
	三連水車の里あさくら	交流館、トイレ、東屋
	ファームステーションバサロ	展示販売施設、倉庫兼事務所、大屋根、レストラン
	旧寿楽荘	会館
	旧朝倉農業高等学校	校舎、体育館、柔剣道場、プール付属屋他

（２）今後の基本方針

甘木火葬場及び杷木火葬場については、火葬炉本体及び関連機械設備の定期的な保守点検整備を行い、その他の個所には適宜補修工事を行い継続して使用します。また、トイレ、待合室等の改修を検討します。

三連水車の里あさくら及びファームステーションバサロについては、市の産業振興と地域活性化を図るため、施設の維持補修を行い、今後も継続使用します。

旧朝倉農業高等学校のうち、果樹実習棟は農業インキュベート事業の拠点として、テクノ実習棟、多目的ホール等は体育施設として利用予定であり、それぞれ大規模改修を行い継続使用します。その他の校舎等については、解体を予定しています。

また、木和田交流施設は地元地縁団体に譲渡予定であり、今後、用途を廃止します。

その他の施設は、個別検討します。

第2節 道路、橋りょう

(1) 現状と課題

道路の整備については、主に国道 386 号、国道 322 号バイパスの事業促進や幹線市道網の整備、生活道路の整備等に取り組んでいます。今後も円滑な交通網の確保のため道路の維持更新及び整備が求められます。

橋りょうについては、「朝倉市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき維持更新に努める必要があります。2015 年度（平成 27 年度）現在で本市が管理する 15m 以上の橋りょうは 89 橋、15m 未満の橋りょうは 711 橋架設されており、このうち、老朽化を迎える橋りょうに対して、従来の対症療法型の維持管理を続けた場合、橋りょうの修繕・架替えに要する費用が増大することが懸念されます。このような状況に対して、より計画的な橋りょうの維持管理を行い、効率的に橋りょうを維持していくための取り組みが不可欠となっています。また、コスト削減のためには、従来の対症療法型から、損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う予防保全型へ転換を図り、橋りょうの寿命を延ばす必要があります。

(2) 今後の基本方針

道路については、今後、維持更新投資が重要であることから、毎年、維持更新投資のための予算確保を図り、路面の損傷状況等を踏まえながら、更新事業を推進していきます。

橋りょうについては、「朝倉市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、修繕等を推進していきます。

①健全度の把握の基本的な方針

定期点検（概略点検）や日常的な維持管理によって得られた結果に基づき、橋りょうの損傷を早期に発見するとともに健全度を把握します。

②日常的な維持管理に関する基本的な方針

パトロール車による走行面の変状について点検を行います。

③対象橋りょうの長寿命化及び修繕・架替えに係る費用の縮減に関する基本的な方針

本市が管理する橋りょうは、近い将来一斉に架替時期を迎えることが予想されます。したがって、計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、橋りょうの寿命を 100 年間とすることを目標とし、修繕及び架替えに要するコストを縮減します。

第3節 上水道

(1) 現状と課題

本市の上水道は、創設から30年以上経過しており、水道施設の老朽化が進んでいることから、導・配水管の管路をはじめとする水道施設の整備、維持管理を進めています。また、今後とも配水管布設工事等における耐震管・耐震適合管の採用に取り組み、安全な水道水を安定的に供給することに努める必要があります。

(2) 今後の基本方針

今後の管路をはじめとする水道施設の更新については、水の安定供給を確保するため、引き続き、老朽管の計画的な更新を進めるとともに、施設等の計画的な更新と長寿命化、維持管理費用の低減に努めていきます。

第4節 下水道

(1) 現状と課題

朝倉市特定環境保全公共下水道事業は、1992年度（平成4年度）に事業認可を取得したことに始まります。下水道普及率については、朝倉地域は普及率が高くなっています。今後は利用効率が重要であるため、接続率を高めていく必要があります。併せて、改築更新に努めていきます。

筑後川中流右岸流域関連公共下水道事業は1995年度（平成7年度）に事業開始しています。2014年度（平成26年度）末の整備率は56.5%であり、今後、2025年度（平成37年度）を目途に事業の概成を目指し整備を進めます。併せて、接続率を高めていくことも必要です。また、事業開始当初に整備された地区については、維持のための調査等も必要となります。

農業集落排水施設の整備状況については、2014年度（平成26年度）末時点で大福・上寺・安川・朝倉・宮野・蜷城地区の6地区が整備を完了しています。管路施設については、定期的の中継ポンプ設備の点検、部品交換、更新が行われています。また、汚水処理施設については、機械・電気設備の定期的な点検、更新やオーバーホールが行われており、常時汚水処理機能が発揮できるよう維持管理されています。

地域し尿処理施設については、美奈宜の杜開発に伴い民間整備された施設で、2005年度（平成17年度）に市に移管されており、接続率も高くなっています。今後、施設の改築更新等の必要があります。

個別排水処理施設整備事業については、1998年度（平成10年度）に事業開始しています。維持管理に関しては、故障箇所を随時修繕し汚水処理機能を確保しています。

(2) 今後の基本方針

下水道整備については、2015年度（平成27年度）に見直した汚水処理構想により今後10年での概成をめざし整備を進めます。

維持について、農業集落排水施設については、ストックマネジメント計画に沿って更新を行いま

す。公共下水道については、朝倉中央浄化センターの長寿命化計画による更新に取り組んでいます。また、2015年度（平成27年度）の法改正により、公共下水道についてもストックマネジメント計画が必要となりましたので、今後計画を策定し、維持管理に努めます。

個別合併処理浄化槽についても、施設の随時補修等を行い、維持管理に努めます。

また、将来的な公共下水道と農業集落排水の接続、未普及解消に向けて、方式にとらわれない整備を推進していきます。

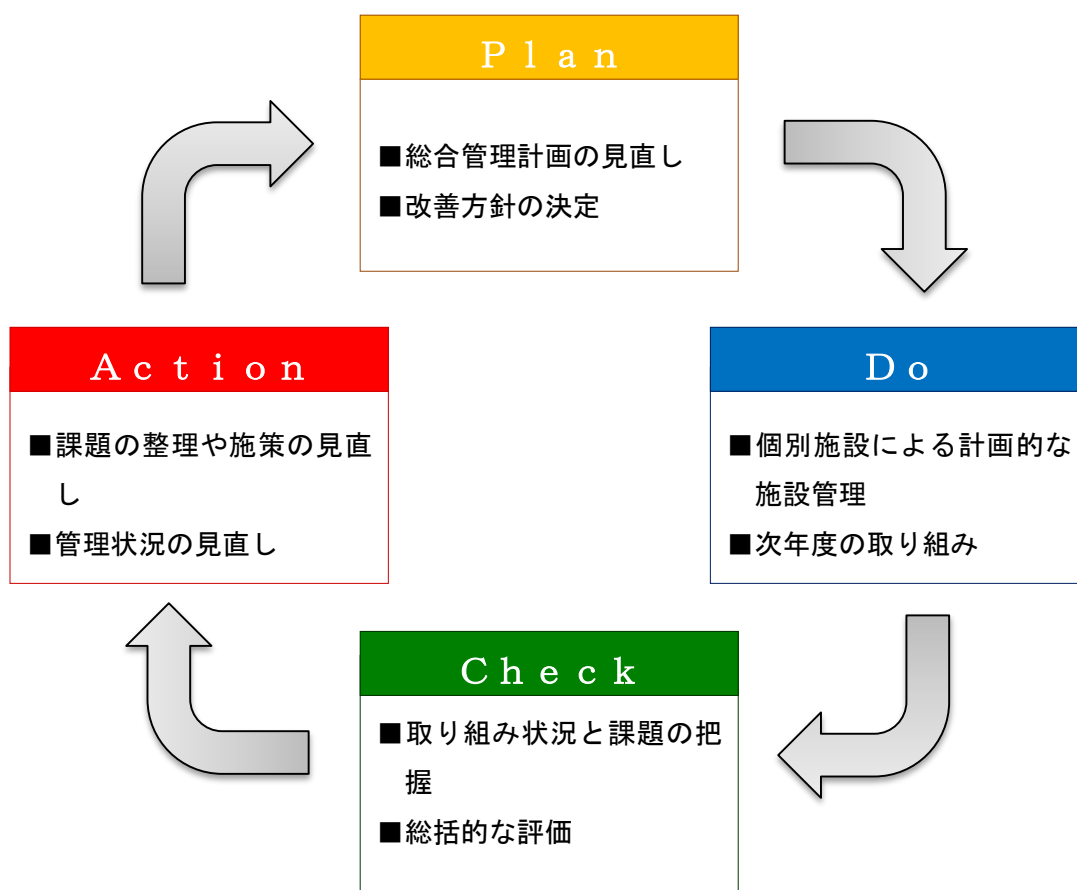
第8章 フォローアップの方針

第1節 計画の進行管理

本計画のフォローアップについては、各施設を所管する課に取り組み状況を照会し、「朝倉市公共施設等総合管理計画推進事務局」が結果を集約し、「朝倉市公共施設等総合管理計画推進会議」に報告します。

会議での意見を反映しながら、「各施設等所管課」において個別施設計画の策定や進行管理・改善方針を決定し、次年度の施設管理につなげていきます。

■計画の進行管理の流れ■



■計画の進行管理の役割分担■

組織	担当
朝倉市公共施設等総合管理計画統括管理者	副市長
朝倉市公共施設等総合管理計画推進会議	副市長、教育長、全部長
朝倉市公共施設等総合管理計画推進事務局	総合政策課
施設管理	各施設等所管課

第2節 市民ニーズの把握と市民への情報提供

公共施設等の総合管理は、税等の財源の最適配分に関わる事項であり、市民に正確な情報を伝え、市民のニーズに沿って実行していく必要があります。

このため、市民に対し、広報、ホームページ等で、本計画の推進状況や各公共施設等の更新の方針等を情報提供していくとともに、アンケート、懇談会等様々な手法により、適宜、市民ニーズの把握に努めます。